

平成16年厚岸町議会第4回定例会

平成16年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

招 集 期 日	平成16年12月20日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成16年12月20日 午後12時03分
	閉 会	平成16年12月20日 午後 6時05分

1. 出 席 委 員 並 び に 欠 席 委 員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	11	岩 谷 仁 悦 郎	○
2	安 達 由 圃	○	12	谷 口 弘	○
3	南 谷 健	○	13	菊 池 賛	○
4	小 澤 準	○	14	田 宮 勤 司	○
5	中 川 孝 之	○	15	佐 齋 周 二	○
6	佐 藤 淳 一	○	16	竹 田 敏 夫	○
7	中 屋 敦	○			
8	音 喜 多 政 東	○			
9	松 岡 安 次	○			
10	池 田 實	○			
以上の結果 出席委員 16名 欠席委員 0名					

1. 議 場 に 出 席 し た 事 務 局 職 員

事 務 局 長	議 事 係 長	
小 倉 利 一	高 橋 政 一	

1. 厚岸町議会委員会条例第19条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭 靖	病院事務長	古川 福一
助役	大沼 隆	特別養護老人 ホーム施設長	藤田 稔
収入役	黒田 庄司		
総務課長	田辺 正保	デイサービス センター施設長	藤田 稔(兼務)
行財政課長	斉藤 健一		
まちづくり 推進課長	福田 美樹夫	監査委員	今村 實
		監査事務局長	阿野 幸男
税務課長	大野 榮司	教育長	富澤 泰
町民課長	久保 一将	教委管理課長	柿崎 修一
保健福祉課長	豊原 隆弘	教委指導室長	大場 和典
環境政策課長	佐藤 悟	教委生涯 学習課長	松浦 正之
農政課長	西野 清		
水産課長	大崎 広也	教委体育 振興課長	大野 繁嗣
商工観光課長	高根 行晴		
建設課長	北村 誠	農委事務局長	藤田 稔
水道課長	松澤 武夫	農政課長補佐	竜川 正憲

厚 岸 町 議 会 第 4 回 定 例 会 議 事 日 程  
( 1 6 . 1 2 . 2 0 )

日 程	議 案 番 号	件 名
		(平成16年度各会計補正予算審査特別委員会)

議 長 | ただいまより平成16年度各会計補正予算審査特別委員会を開会します。  
開会時刻 12時03分

議 長 | 本委員会の委員長並びに副委員長の互選についてお諮りいたします。  
4 番。

4 番 | 議長の指名により決定していただきたいと思います。

議 長 | ただいま議長一任の声がありますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 | ご異議なしと認めます。

それでは議長において、委員長には小澤委員、副委員長には佐齋委員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 | ご異議なしと認めます。

よって、委員長には小澤委員、副委員長には佐齋委員が互選されました。

委員会を休憩します。 休憩時刻 12時03分

委 員 長 | 委員会を再開いたします。 再開時刻 12時04分

昼食のため休憩いたしたいと思います。

再開は、午後1時。 休憩時刻 12時04分

委 員 長 | 委員会を再開いたします。 再開時刻 13時01分

ここで、皆さんにお諮りをいたします。

副委員長の佐齋委員は、都合によりまして欠席をされていますので、改めて副委員長を互選したいと思いますが、どのような方法で。

(「委員長一任」「委員長指名」の声あり)

委 員 長 | 委員長指名という声がありますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委 員 長 | それでは、ご異議なしと認め、委員長において副委員長には、産業建設常任委員の中で年長であります池田委員を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員 長

異議なしと認め、それでは、副委員長には池田委員が互選されました。

それでは、初めに、議案第70号 平成16年度厚岸町一般会計補正予算を議題とし、審査を進めてまいります。

第1条の歳入歳出予算の補正、8ページ、事項別明細書をお開き願います。

それでは、10ページ、歳入から進めてまいります。

1款町税、1項町民税、1項個人税、2項固定資産税、1目固定資産税、2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金、ございませんか。

(な し)

委員 長

3項軽自動車税、1目軽自動車税。

9款国有提供施設等所在市町村交付金、1項国有提供施設等所在市町村交付金、1目国有提供施設等所在市町村交付金、ございませんか。

(な し)

委員 長

10款地方特例交付金、1項1目地方特例交付金。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税。

ございませんか。

(な し)

委員 長

13款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金、2目衛生費負担金、3目農林水産業費負担金、ございませんか。

(な し)

委員 長

14款使用料及び手数料、1項使用料、1目民生使用料、4目農林水産業使用料、5目商工使用料、7目教育使用料、ございませんか。

(な し)

委員 長

2項手数料、1目総務手数料、ございませんか。

(な し)

委員 長

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、4目農林水産業費国庫補助金、6目土木費国庫補助金、8目教育費国庫補助金。

3項委託金、1目総務費委託金。

ございませんか。

(な し)

委員長 16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、3目教育費負担金。  
2項道補助金、1目民生費道補助金、4目農林水産業費道補助金。  
8番 8番、音喜多委員。

8番 道の支出金、この農林水産業費の道補助金の中で、説明欄に食料・環境基盤緊急  
確立対策事業補助金として280万4,000円、これが今回計上されています。歳出の  
部分でちょっと耳を立てていたつもりなんです、この補助金をいただいて、町と  
して、今この時期でもう既にやっている事業なのか、何か新しい施策を起こそうと  
しているのか、あるいは、継続してやっている中にこういう補助金がついたのか、  
その辺のところをご説明いただきたいと思います。

委員長 農政課長。  
農政課長 お答えいたします。  
この食料・環境基盤緊急対策確立補助金でございますけれども、この補助金につ  
きましては、畜産再編総合整備事業とあって、以前から実施をしておりますその事  
業の家畜排せつ物関係の施設を整備したときに、特にふん尿の、家畜排せつ物の法  
律の施行に対応するために、特に農家の地元負担を最終的に5%にしようとする補  
助金でありまして、北海道が国の補助金、それから道がまた、この補助金でなく別  
に20%出していますし、残りの3割から農家の分、最終的に5%を差し引いた額を  
道と町がそれぞれ率によりまして負担をしている、その補助金でございます。

委員長 よろしいですか。  
ほかにございませんか。

(な し)

委員長 それでは、進めてまいります。  
3項委託金、1目総務費委託金、4目農林水産業費委託金、6目土木費委託金、  
7目教育費委託金、ございませんか。

(な し)

委員長 17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入。  
2項財産売払収入、1目不動産売払収入、4目農業施設売払収入。  
ございませんか。

(な し)

委員長

20款繰越金、1項1目繰越金。

21款諸収入、1項受託事業収入、3目農林水産業費受託事業収入。

6項雑入、3目雑入。

8番、音喜多委員。

8番

雑入の雑品売払代の425万8,000円では、一般質問のときにもちょっと私、お話しさせていただきました。今回の一般質問の中で、資源ごみの売却状況について資料をいただきました。皆さんにもお示しさせていただいています。13年から昨年度、そして今回上がっているのが、まず16年度の雑品売り払い代金だと思いますが、16年は、これはいつまで中間の報告でこのような425万8,000円になっているのか。

私は、ここでお聞きしたいのは、13年に、いわゆる資源ごみとして委託をして収集していただいている中で、8品目が売却をさせていただいています。これをちょっと言えば長くなっちゃいますが、量的には大体30万キロですね。13年に29万4,005キログラム、14年には30万7,094キログラム、15年には30万6,335キログラムと、ずっと来ているんですが、問題は金額です。13年に160万5,056円、14年には142万5,000円、15年に583万円までぼーんとはね上がっている。今回も、これは先ほどお尋ねしたように、何月までなのか知らんけれども、既に425万8,000円。

報道によれば鉄くず類が、ご存じのとおり、自動車が製造できないというくらい鉄類が引き合いに出されて、非常に価格がはね上がっているということを言われていますが、厚岸町の場合はそうではなくて、この14年と15年、14年まで、この販売先の業者に、私は、端的に言えば、低く抑えられていたのではないかと、私は思っているんですが、この14年から15年に委託業者が変わりましたね。廃品業者が。それでもって適正な価格にいったという説がある裏づけが、私はそういうことになるのではないのかなと思うような気がします。今の私の経緯の中で、そこが間違っているわけではないと思いますが、今回、既に出されているのは何月までの売り払い代金で、そして、14年、15年はこのような開きになってきているのかという件についてご説明いただきたいと思います。

委員長

環境政策課長。

環境政策課長

それでは、ご質問にお答えしたいと思います

まず、いつまでの積算かということでございますけれども、本年3月の定例会におきまして、当初予算では、アルミ、それからスチール、古紙、空瓶、これら単価、

アルミ缶につきましては90円、それからスチール缶につきましては10円、古紙につきましては5円、空瓶につきましては4円の単価で見えておりました。これは、15年度の単価を一応参考にさせていただきまして設定しておりました。それから、重量につきましては、アルミ缶につきましては2万6,000キロ、要するに26トン、スチール缶につきましては95トン、古紙につきましては115トン、空瓶につきましては、これは本数です。2万2,000本でございます。これらに消費税がかかりまして、当初415万円という予算計上をさせていただいております。

このたび、4月から現在11月までの実績でございますけれども、単価が、スチール缶につきましては、先ほど当初予算で10円のところが20円から、現在11月では25円になっております。それから、アルミ缶につきましては、当初90円のところが4月から130円から、11月では153円になってございます。それから、古紙につきましては、当初予算の積算では5円のところ約7円から8円になってきております。あと空瓶については、若干の動きがありますけれども、単価的にはそんなに動いておりません。

今回どのような積算かということでございますので、四半期ごとに4・5・6、7・8・9、10・11・12、1・2・3と、四半期ごとに3カ月ごと見積もり合わせをさせていただいております。それをもって12月までは、10月から11、12の3カ月で、見積もり合わせで単価の決定をさせていただいております。1、2、3月につきましては、12月中に業者を決定させていただきますが、この単価が、推移はこのまま行かろうということに基づきまして、ほぼ同様の価格で、アルミ缶につきましては150円、それからスチール缶につきましては25円相当の単価で推計をさせていただいております。その額によって今回、補正額として425万8,000円の増額ということになってございます。

それから、13年、14年、それから15年について、特に14から15についての単価の上昇について、いろいろなご指摘がございましたけれども、3月当初、これは15年2月下旬ごろから、別の金属なんです、ニッケル類の上昇に合わせて、特にアルミのリサイクルというか、要するに缶の圧縮したものが上昇してきました。

その上昇の要因について、いろいろ見積もり合わせ、それから、各業者さんに、どうしてこのような状況になっているかという状況も、見積もり合わせ執行後にいろいろ懇談をさせていただいております。そのときの要因としては、当時ロシアの



寒波があったことによりまして、主要港からアルミの出荷が停滞したことがまず第1の要因というふうに各業者さんは、同様なことを言っておりました。

それから、現在におきましては、2008年の北京オリンピック、その関係で、この業者さんにおきましては中国特需というような言い方をしておりますけれども、中国の方での鉄くず、それからアルミの缶の需要がかなり増加していると、それで高騰を招いているというような情報を得ております。

これにつきましては、私どもちょっとこういう商いにつきましては、どういう状況で、どういうルートでいっているか確認するすべはございませんけれども、この見積もり合わせによって業者を決定させていただいている中におきまして、各業者さんからの話には、すべての業者さんが同じこういう現象で上昇しているということをおっしゃるので、これは事実であるというふうに思っております。

それから、14から15におきまして業者選考、質問者の指摘によりまして、町内業者の1社を加えて5社で執行させていただいております。その件につきましては、5社によったことによって競争原理が特に働いて単価が上がったのではないかというようなご指摘かと思いますが、5社によることによって単価が急激に上がったというふうには、私は思っておりません。あくまでも13、14については、下落傾向が続いておったことは事実でございます。で、14から15にかけていろんな世界情勢なりそういう鉄くず、それから、イラク戦争もちょっとは関係しているというような情報も得ておりまして、ご質問者の指摘があるように、5社によったことによって13、14の4社に値段をたたかれていたというようなことはないように私は思っております。

以上、3点について、とりあえずご答弁とさせていただきます。

委員長  
8 番

8番、音喜多委員。

そうすると、今、単価が上がった分についての今回補正で出ている部分については、これは今の現在の価格がそのまま年明けの3月まで続くという見込みで、3月末までの見込み額を計上しているということでのいいわけですね。

それから、今、14年以降15年、いわゆる地元業者も入っての5社による見積もり合わせ、これは3カ月ごとにやっていると、常に3カ月を1つの単位としてやっているというふうに確認していいわけですね。

それだけちょっと確認しておきたいと思います。

委員 長

環境政策課長。

環境政策  
課 長

まず、3月までの単価につきましては、先ほど答弁させていただいたとおり、この四半期ごとの、4・5・6、7・8・9、10・11・12の単価、これらを勘案しまして、端数は切ってございますが、同様の単価で推移するだろうということで計上させていただきます。

それから、3カ月ごとの、要するに見積もり合わせにつきましては、15年以降本年も同様実施してございます。ちなみに、本年、16年につきましては、第1、第2、第3四半期につきましては、すべて地元業者が受託してございます。

以上でございます。

委員 長

よろしいですか。

13番、菊池委員。

13 番

節の説明欄の下から5番目、いきいきふるさと推進事業助成金、この事業をちょっと教えていただきたいと思います。

委員 長

水産課長。

水産課長

いきいきふるさと推進事業助成金の関係でありますけれども、上の方に、6節で、水産業費補助金で地域政策補助金、これが65万8,000円の減額となっておりますけれども、この分、これにつきましては、シングルシードの普及推進事業に充てたお金でございますけれども、この地域政策補助金からこちらの方のいきいきふるさと推進事業助成金の方に組み替えをしたための補正であります。

このいきいきふるさと推進事業の関係でありますけれども、財団法人の北海道市町村振興協会という財団がございまして、この財団の事業の、これにつきましては、地域の課題に対応して地域の活性を図るために特色ある事業を積極的に支援する事業という内容の事業でございまして、この助成対象事業の中に地場産業の振興という項目がございまして、この項目に当てはまるために、このいきいきふるさと推進事業の助成金を使わせていただいたと、こういった経緯でございます。

委員 長

13番、菊池委員。

13 番

予算の出どころというのは、財団法人北海道市町村振興会、そこから出ているということですね。シングルシードの普及推進事業に充てるということですね。はい、わかりました。

委員 長

よろしいですね。

ほかにございませんか。

(な し)

委員 長

それでは、進めてまいります。

22款町債、1項町債。

14番、田宮委員。

14 番

この消防自動車の整備事業、補助事業採択にならなかったとかということだったわけですね。

委員 長

総務課長。

総務課長

お答えいたします。

消防自動車の補助として16年度採択にならなかったものですから、次年度へ事業として延ばしたいということですが、この理由でございませぬけれども、補助事業に充当する形にはなっているんですが、簡単な言い方をしますと、優先順位が低かったということでございます。

全道で大体14台か15台ぐらいがいわゆる消防自動車の補助の割り当てというふう  
に消防の方から伺っておりますけれども、今年度につきましては、あちこちからの  
要望がありまして、そういった中で、経過年数であるとか、それから消防の充足率、  
こういったようなものから判断されまして、優先されるどころから配分になったと  
いうことで伺っております。

委員 長

14番、田宮委員。

14 番

あなたの顔がきかなかつたんだな。

じゃ、これは従来から、きちっと聞いていなかったんですが、この消防自動車に  
限らず、消防のいろんな機材とかそういうものについても一つ一つそういうことにな  
っているんですか。

そうすると、計画が立てられませぬよね。計画を立てたって優先順位が来なかつ  
たら買えないというんなら。消防力の充実だつてすぐできないわけでしょう。どう  
なんですか。

委員 長

総務課長。

総務課長

ご案内のように、消防の補助金というのは、消防施設整備補助ということで法律  
の中に決まっております、そういった消防力の基準であるとか整備の基準だとか  
そういったような基準によりまして、必要な部分について補助金を充当するという

制度になってございます。ご案内のように、消防施設の整備をする上では、そういったような国の補助金を得ながら事業をやっているということが実態でございます。

ただし、やはり国の方も現在では総体的な予算の枠がございまして、なかなかこちらの方の要望どおりにすべて 100%その当該年度において予算措置をしていただくというような状態にはなってきてございません。どうしてもやはりそこで必要の、みな必要なですけれども、いわゆる緊急性だとか優先度、こういったようなものを見定めながら、当該年度における配置、どここの消防車について配置していくかという部分が決められてきてございます。

そういった形の中になっておりまして、消防の方でもそういったような部分を見据えながら、消防計画の中に入れながら国の方に対して要望をしているというのが実態でございます。

委員長

14番、田宮委員。

14番

いや、何でもそうだろうと思うんだけど、これは消防の話なんだけれども、一般会計でもそうだろうと思うんだよね。だけど、その辺はきちんと見きわめて予算計上するということではないかと思うんですよ。あなたの話ならね、ちょっとその辺つつまが合わないのではないかというふうに思いますが。

委員長

総務課長。

総務課長

お答え申し上げたいと思いますけれども、基本的にこの予算、要望、それから計画というのは、ご案内のように、釧路東部消防組合で立てておりまして、それぞれ要望関係が進められているということでございますけれども、なかなかこの決定が当該年度に入ってからということになるものですから、その前年度、いわゆる当初予算の計上、あるいは計画を立てる段階で、間違いなくつく、つかない、優先順位として採択される、されないという部分での押さえというのが非常に難しゅうございます。

そういった中で、予算的に、こちらの方でいわゆる一般財源が措置できるというような見通しの中で、計画あるいは予算化をさせて、提案させていただいている、願っているというのが実態でございまして、やはり経過の中でこの補助採択が難しいという形になりますと、事業年度を送らなければならないという実態にあるということで、ご理解をいただきたいと思っております。

委員長 田宮委員。  
14番 消防の方でよく見きわめもしないで予算計上するんで、おれらも迷惑だと、こういうことですか。

委員長 総務課長。  
総務課長 決してそういうことを申し上げているわけではございませんので、消防の方でも一応そういうような形の中で町村の予算、こういった部分の中で財政的な部分、あるいは3カ年の計画にのせる、こういった部分で十分な連携をとりながら計画にもせておりますし、予算化もしているというような状況でございます。

しかしながら、何分にも国の予算総体の中での採択、こういった部分がどうしても出てくるということでございますので、今回の場合は採択にならなかったということで、やはり財源確保の上からすると見送らざるを得なかったということでございますので、その点よろしくご理解をいただきたいと思っております。

委員長 よろしいですか。  
ただいま田宮委員の方からは7目の消防債と、いきなり飛んでいったわけなんですけれども、今この項で、町債の項であと残った目、一括して何かございませんか。一括して受けたいと思っておりますけれども。

よろしいですか。

(なし)

委員長 よろしいですね。それでは、以上で歳入を終わります。  
18ページ、歳出から進めてまいります。

1款議会費、1項1目議会費、ございませんか。

(なし)

委員長 2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、ございませんか。

(なし)

委員長 22ページ、2目簡易郵便局費、3目職員厚生費、4目情報化推進費、6目行政管理費、7目文書広報費、ございませんか。

(なし)

委員長 8目財政管理費、10目企画費、11目財産管理費、12目車両管理費、ございませんか。

(なし)

委員長 2項徴税費、1目賦課納税費。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費。8目海区漁業調整委員会委員選挙費。

6項監査委員費、1目監査委員費。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、2目心身障害者福祉費、3目心身障害者特別対策費、4目老人福祉費。

1番、室崎委員。

1番 節説明欄でいうと37ページなのですが、高齢者バス乗車券助成、これが133万2,000円の増額になっているわけですね。先ほどの説明の中で、利用者がふえたためだというふうな言い方だったかなと思うんですが、ちょっと聞き取れなかったもので、すみませんが、この内容を少し詳しく説明してください。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 ご説明申し上げたいと思います。

高齢者バス乗車券につきましては、平成16年度、該当されます方が1,949人いらっしゃるわけでございますけれども、本年11月15日までの状況では1,382人の方が乗車券を受け取られていらっしゃいます。受け取られた率で見ますと71%の方々が受け取られているわけでございますけれども、そのうち実際に利用された状況を見ますと、平成16年度に交付をいたしましたこれらの部分につきましては、254万2,000円ほどの利用になっております。さらには、昨年度交付いたしました分につきまして、利用期限を付していなかったというようなことがございましたものから、それを今年に入りまして使われていらっしゃる分がございます。それらが108万円ほど使われているというようなことで、合計をいたしますと362万5,000円ほど既に使われた状況で精算という形になっているところでございます。

これらの状況を勘案いたしまして、今回補正要求させていただきました数字133万2,000円、年度末までに不足をするであろうということから今回補正をお願いしているところでございます。

委員長 1番、室崎委員。

1番 そうすると、今までのあれを見てくると、今年年度末で365万円ぐらいに上がるであろうと、そうすると133万円足りなくなるということでの補正ということですか、今の説明は。ちょっとそのところ。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長

既に精算されました分が 362万 5,000円でございます、今回補正をお願いしてございます 133万 2,000円をプラスをいたしまして、年度末では 495万 7,000円になるものというふうに計算しているところでございます。

委員長

1 番、室崎委員。

1 番

これは後払い精算ですよ。使ったものを後から集計してその分で払うと。そうすると、今年は簡単に言うと 500万円前後になるだろうということですね。

これ毎年何割ぐらいずつふえていますか。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉課長

手元でございます資料で見ますと、平成15年度の場合でございますが、年度末までには 329万円、使用率で 48.14%使われたというような状況になっているところでございます。

今年につきましては、16年度交付分で見ますと同じぐらいのものかなというふうに考えてはいるんですけども、平成15年度分の交付分、その部分が単純に上積みになって、その分が増加をするというような傾向かなというふうに考えているところでございます。

委員長

1 番、室崎委員。

1 番

ちょっと今の平成15年度が上積みというのは、どういう意味なんでしょうか。毎年、実績がずっと伸びてきているのかということを知っているんですよ。だから、15年度が上積みなんですと言われてもちょっと何のことだかわからないんですよ。例えば、13年は 300万円だったと、14年は 400万円だと、15年は 500万円だということ、毎年 100万円ずつ伸びていますよという話になるわけですよ。

非常にありがたいという話も聞いているし、何か制度をいろいろ変えて使いやすくしているというような話も聞こえるものですから、それで、毎年伸びていくんだろうなと思って、今お聞きしているんですけどもね。去年から見て、今年のところの要因が、ここがあったからふえたんですという話ではなくて、毎年どのぐらいの率で伸びていっているのかと。それから、恐らく対象者も毎年ふえていくんじゃないかという気がするんです、厚岸町の人口構成を見ていくと。そういうことの話をお聞きしている。

委員長

保健福祉課長。

休憩いたします。

休憩時刻 13時43分

委員長

再開いたします。

再開時刻 13時44分

保健福祉課長。

保健福祉  
課長

貴重な時間、申しわけございませんです。

13年、14年につきましては、交付した部分につきましてそのままバス会社の方にお支払いするというような状況でございまして、13年度の実績で見ますと、1,241件交付をいたしまして559万4,000円になってございます。14年度につきましては1,386件交付をいたしまして595万8,000円の精算というような形になっております。

15年度以降、実際にお使いになられた部分につきまして精算をしていくというような方式に改めているところでございまして、その結果、15年度につきましては1,367件に交付をさせていただいたところでございますけれども、使用率が48.14%ということで、329万円でもって精算を行っているところでございます。

そして、平成16年につきましては、先ほどお話ししたような状況でございまして、1,382人に交付をいたしておりまして、現在のところの精算額につきましては、362万5,000円というような状況でございます。

委員長

1番、室崎委員。

1番

そうしますと、交付額掛ける使用率から見れば、三百六、七十万円でおさまるところが500万円いっていると、だから、それは、去年もらった券を大事にとっておいて、今年使う人がいるだろうと。要するに実際に使う人の量ですね。大体これからも、17年、18年というのも500万円ぐらいでいくというふうに考えておけばよろしいというふうに見ていますか。それとも、そういう特殊要因だから、これからは下がるんじゃないかというふうに見えていますか。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉  
課長

ただいまの関係でございしますが、使用期間といえますか、期限を16年度からは設けてございまして、16年度に交付した分につきましては、16年度中に使用くださいというようなことで対応させていただいております。

そういうような関係からいきますと、16年度交付いたしました分を来年度使えるというような状況にはないものでございますから、大体平成15年度ベース程度に戻るのかなというふうな見通しを持っているところでございます。



委員長 よろしいですか。  
ほかにございませんか。  
(なし)

委員長 それでは、進めてまいります。  
38ページ、6目自治振興費、ございませんか。  
(なし)

委員長 7目社会福祉施設費。  
2項児童福祉費、2目児童処置費、4目児童福祉施設費、5目児童館運営費。  
ございませんか。  
(なし)

委員長 4款衛生費、1項保健衛生費、2目健康づくり費。  
1番、室崎委員。

1番 委員長、ちょっと枠が広がるんですが、勘弁してください。  
この前からテレビや新聞でいろいろと報道されているんですが、ミドリ十字という会社があったんです。そのところでもってつくっていました血液製剤、フィブリノゲンという商品名だそうです、ちょっと舌をかみそうな名前なんですけれども、これ血液製剤なんです。止血や臓器を接着するために外科や産婦人科で広く使われた薬なんです、これが非常によろしくない作り方をしてありまして、C型肝炎ウイルスが混入していたと。  
それで、これを使った1994年、平成4年か5年かそのぐらいですか。以前に、この薬剤を使った場合にC型肝炎ウイルスにかかっている可能性がある。C型肝炎になりますと肝臓がんになる可能性が非常に強くなりますし、また、C型肝炎そのものでもって症状がうんと重くなって、いよいよは命を落とすということもありますが、非常に恐ろしいわけです。だから、早く発見して手を打たなければならない。これ町立病院でも、たしか使用していたというふうに、公表された病院の中に入ってきていると思う。その点ちょっと確認いたします。  
それと、町立病院でないからいいんだということにはならないと思うんですよ。釧路あたりの病院だとか、あるいは、今ここに住んでいる方が、たまたまそのとき東京にいて、その病院が使っていたかもしれない。そうすると、やはり非常に心配ですよ。そういうことについて町としてはどういう対応をとられているか、この

委員 長  
病 院  
事 務 長

点についてご説明をいただきたい。

病院事務長。

それでは、私の方からご答弁を申し上げます。

今ご質問にありましたフィブリノゲン、薬害肝炎の製剤でありますけれども、実は、この製剤の納入の公表につきまして、当該医薬品メーカーから私どもの方へ資料の提供がございまして、これによりますと、今から23年前、昭和に直しますと昭和56年、1981年から2年飛んで83年、84年、85年、この4年間にわたって、今からやはり23年前から19年前に4年にわたって私どもの病院で納入されたという製薬メーカーからの資料に基づいて厚生労働省が、町立厚岸病院もこれを納入していたという新聞報道がございました。

これを受けまして、実は、厚生労働省から私どもの医療機関へ連絡が入りまして、特に、今ご質問にもありましたように、C型肝炎の問題で死を招くという状況もありますので、十分取り扱いには注意していただきたいということでありましたけれども、今、私の方からお話しさせていただきましたように、一番新しいやつでも19年前の問題でございまして、実は、カルテの保存期間が5年間でありますので、そのほとんどの診療記録が残っておらないのが実態でございます。

こういう実態を受けまして、こういった相談があった場合については、そういう事実関係をきちっと答えさせていただくとともに、そういう過去の事実に基づいて、この時期にこの製剤を受けた方については、肝炎ウイルス検査を受けるように私どもの方で勧めさせていただいておりますし、その方法については、やはり検査を受けるということになりますけれども、この検査も、医療機関よりも保健所の方が国の補助金をいただいて安くこの検査を受けることができるということについても、厚生労働省の方から指導をいただいておりますので、私どもは、こういった問い合わせに対して、今申し上げたことをご説明することになっておりますので、万全を期してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

委員 長

よろしいですか。

保健福祉課長。

保健福祉  
課 長

フィブリノゲンに対します町としての対応でございますけれども、私どもに釧路保健所を通じまして情報が入りましたのが12月9日というような状況になっているところでございますけれども、2月6日、7日に生活習慣病の検診日程が組まれて

おります。この場に、対象となられるような心配があられる方については、足を運んでいただいて肝炎ウイルス検診、こういうのをやっていたかどうかで進めようということで準備をしていたところでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

委員長

1 番、室崎委員。

1 番

それぞれの部署において、この問題の重大性は十分にわかっていらっしゃると思うんです。ただ、今の話を聞いていると、病院は、相談に来たら教えてやるよ。福祉課は、その何とか検診というのがあるときに、相談があったらそこでもってそういうことを勧めましょうというふうにしか聞こえないんです。

そもそもこのフィブリノゲン、舌かみそうな名前の薬が使われていたかどうかなんていうことは、本人はわかりませんよ。手術を受けてふうふう言っている人が、自分の手術のときにどんな薬を使って、どんなやったかなんてわかるわけじゃないですよ。それから、今から10年、15年前に町立病院にかかって、例えばですよ、手術したかもしらん、半分は忘れてますよ。15年前だったか16年前だったか、17年前だったかなんて指折ったってよくわかりませんよ。

そうしたら、本当に心配しなければならない自分なのかどうかもうよくわかりませんよ。そういう情報をまず提供することじゃないですか。間違わないでくださいよ。病院の方でだれにやったかわかっていないのがけしからんなんて、そんなことは言っていないから、わからないのは当たり前なんです。

だから、今から、例えば、そんな前じゃなくてもいいんですよ。町立病院はその程度にしか使っていなかったらしいんですね。だけれども、実は、このミドリ十字という会社の、H I Vで悪名高き会社だそうなんですが、その会社がそれをつくって、どんどん売っていたのが、ついこの間までなんですよ。その間に、例えば釧路でお産したとか、あるいは札幌で大きな手術したとかいうと心配ですよ。だから、まず情報を提供して、それでどうも自分は心配だと思う方は、どんどん早く検査を受けた方がいいですよという情報の提供、これがまず先じゃないですか。

それから、保健所は、あるいは国か道は、病院にかかるより道立保健所へ来た方が早いですよって言うけれども、現実的じゃないですよ、厚岸町の人間にとっては。町民の何割が釧路の保健所の場所知っていますかね。あれ一般のお客さん、どんどん受け付ける機関じゃないですから。たしか日赤の向かいの方にあるんじゃないか

と思うんですけれども、私も行ったことなんかありませんよ。やはりその時間とその旅費とをいろいろ考えたときに、町なり町立病院なり、まあそれはいいんですけども、そういうところが受け入れ態勢をつくる方が町民にとってはありがたいですよ。

ただし、どこまでも私は、町立病院で昔使ったことがあるんだから、全部ただでやってやりなさい、そんなことは言いません。それから、当時使ったのがけしからん、そんな問題ではないと思います。だってわからなかったんだから、そんなことは。だから、そういうことではなくて、今の状況の中で、町民の健康と不安をどのようにきちんと健康を確保し、不安を払拭していくにはどうしたらいいのかというところをもっと積極的に施策を進めるべきではないのかという気がするんですけども、いかがでしょうか。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉課長

情報提供の関係でございますけれども、全くおっしゃるとおりでございます、私どもの対応、いま一步遅かったなというふうに反省しているところでございますが、最近、肝炎ウイルス関係の検査を受けた方につきましては、ある程度安心できる部分もあるわけでございますが、肝炎ウイルス検査を受けた経験のない方で、このような薬が使われたというような状況があるとしますと、大変心配される部分があるわけでございます。

幾つか感染の可能性が一般より高いというような部分で考えられているような事例もございますので、私ども、速やかに検討をして、皆さんに知らせていくような道をとっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

委員長

病院事務長。

病院事務長

病院の立場でお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、ご質問のとおりで、やはりややもすると非常に受け身の態勢になっていた。ご指摘のとおりだというふうに思いますし、状況がわからないような状況で、大変そういった意味では、患者さんが非常に不安の中であるというふうにも思いますし、今、保健福祉課長からもご答弁がありましたように、一緒になって積極的に歩調を合わせながら取り組んでまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

委員長

よろしいですか。

ほかにございせんか。

(な し)

委員 長

それでは、進めてまいります。

4 目水道費、2 項環境政策費、2 目水鳥観察館運営費。

1 番、室崎委員。

1 番

一般質問でもちょっと水鳥に関する話をしたんですが、そのときに、私、水鳥観察館のホームページが非常に素晴らしいという話をいたしました。確かに素晴らしいんです。ただ、一般質問を終わってから、その素晴らしいホームページをもう一度見てみましたら、データという意味で、水鳥観察館が研究、調査、集積をしているであろうデータというのは、ホームページには見られないんですね。今、白鳥が来ていますよというような話だとか、こんなトピックがありますよという話は、非常にわかりやすく書いてあるんですが、それから、研究奨励、こここのところに出ている、そういうものについての今までの報告書みたいなものについては、だーっと出てくるんですけども、ずっと今まで積み上げてきたデータの蓄積、それについては、ホームページでも公開していませんですね。

これらについては、この後ホームページでも公開するという予定はありますか。

委員 長

環境政策課長。

環境政策  
課 長

ご答弁申し上げます。

質問者おっしゃりますとおり、現在ホームページに掲載されているものにつきましては、厚岸港、別寒辺牛湿原の主な野鳥たちもろもろで、当然、大白鳥につきましては、リアルタイムで公表してございます。これは、大体週 1 回程度の更新でありまして、現在は、たしか12月 2 日現在の大白鳥のデータがリアルタイムで掲載されております。あとは大体2004年、本年の10月とか11月とかということで公表しておりますが、それら以外のいわゆるデータ、今まで蓄積されたデータにつきましては、ご存じのとおり、学術調査につきましては掲載してございます。それ以外の、いわゆる植物リスト等、蓄積されたデータにつきましては、これは季節的に関係ないものでございまして、現在ホームページには掲載してございません。

一般質問でもご指摘がありましたとおり、今後これらにつきましては、情報館等、それから、いわゆる電子データ等で提供する、それから、ホームページの掲載についてもどのような方法がいいか、いわゆる活用の仕方、それらについて検討させて

いただきたいということでご答弁したかと思えますけれども、現在、専門員を通して、これらの蓄積されたデータを、ホームページをどのように、データ類、それらのいわゆる掲載の仕方についてどのような方法があるか相談してございます。

それらに基づきまして、一番利用しやすい方法、それから、できれば軽いファイルというか、そういうダウンロードのしやすい、利用のしやすい方法について検討しながら、早い時期に有効活用できるようにアップロードしていきたいというふうを考えております。

委員長

1 番、室崎委員。

1 番

わかりました。

私の一般質問のときに、これは何も水鳥観察館だけじゃなくて、あのときは水鳥観察館とカキセンターを例に挙げて言ったんですが、それだけじゃなくて、これは全町にわたるものだとことを十分ご理解いただいた総務課長は、ライブラリーの形成が必要であるという非常に積極的なご答弁をいただいています。

それで、そのいわば見本となる水鳥観察館であろうと思いますので、よろしくお願いたします。

それから、もう一点お聞きします。

今回ここに、節説明欄に、学術奨励金が10万円の削減ですね。これ出てきましたが、そうすると全部決まったわけですね。この一つ一つの個別の中身までは結構ですが、何件でどのような形になっているのか、ちょっと中身についてお知らせいただきたい。

委員長

環境政策課長。

環境政策  
課 長

お答え申し上げます。

このたびの減額につきましては、研究テーマが厚岸町漁業従事者における家計と健康保持状況、全町一斉調査における住民格差の解明ということで、去る本年4月22日に内定審査会を開催いたしまして、内定させていただいたところでございます。しかしながら、このたび、5月13日、内定通知書を出したところですが、この内定先の古本氏から10月15日付で、補助金の辞退をさせていただきたいという旨の文書を受領してございます。これに基づきまして、今回、内定の取り消しをさせていただいております。

本来であれば、次点をこの審査会において決めておりますが、この時期になりま

して繰り上げはちょっと無理でございます。もう研究するいとまがないということで、次点を繰り上げることができないということで、今回、減額させていただいております。

したがいまして、今回決まったのは、当初で11件で 140万円でしたが、この10万円の減額に基づきまして、10件の 140万円ということになってございます。

詳しい研究テーマでございますけれども、テーマがちょっと長いんですが、現在、1件辞退されましたので、10件の 130万円ということになって、新規が5件、継続が5件ということになってございます。

以上でございます。

委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(なし)

委員長

それでは、進めてまいります。

3目廃棄物対策費。

1番、室崎委員。

1番

ちょっとこんなところでと言わないで、委員長、ご宥恕いただきたいんですが、お聞きしますと、水産高校に新しい教科ができると、それで、バイオ何とかかんとかという、今の最先端の内容を持った教室ができるというお話を聞きまして、非常にありがたいことだなど、時宜に適したものだなど思っております。

ただ、一部町民の中から、そういう最先端のものであればあるほど、いろいろな薬品というんでしょうか、化学物質というんでしょうか、何と言ったらいいかかわからないんだけど、例えば、海なんかへ流れ込んだら、今すぐでなくても、この先何をやり出すかわからないようなものもやっぱり使われるんじゃないかと。いや、使うこと自身に何も問題はないんだけど、それが環境中に放出されないようにきちんとした手当てをしているんだろうなというような声がちらりちらりと聞こえるので、そのあたりは全くちゃんと対策が立てられていて何ともないんだろうというふうに私は言っているんですが、この際、町としては、そのあたりきちんと押さえているんじゃないかと思しますので、そういう、いわば余計な不安を払拭する意味で、きちんとしたお話を聞かせていただきたいんです。

委員長

水道課長。

水道課長

水産高校は、ただいま公共下水道に排水がつながっておりますので、私の方からお答えいたしたいと思います。

それで、水産高校と下水道の関係になりますけれども、水産高校につきましては、平成9年11月12日から下水道の使用を開始しております。今回の、今ご質問にありました実験実習室ですけれども、今年の9月13日に、水産高校から私ども水道課の方に下水道の確認申請が提出されまして、確認済みでございます。

それで、水産高校に、この内容によりますと、この実験実習室なんですけれども、この部屋は、学生にカキやニシンの飼育を学ばせるための施設であるということと、それから、施設には、トイレのほか流し台が4カ所、それから、掃除しますので、床排水が2カ所設置されておまして、施設から排出される汚水につきましては、すべて下水道に排出されるという形になっております。

それから、施設の使用の形態ですけれども、バイオテクノロジー実験室というのがありまして、この部屋では卵を受精させる実験をします。それから、飼育実験室ではカキ、ニシンを飼育すると、このような内容になっているということでございます。

この施設で、心配されるような特別な薬品等の使用はされないということと、それから、使用される薬品につきましては、当然、手洗いなど消毒のためのアルコールで、これも微量であるということになっております。

したがいまして、施設から排出されます汚水につきましては、トイレからの汚水、それから手洗いや、それから器具を洗った汚水、それから床を洗浄した汚水ということで、飼育に使用する海水につきましては、循環ろ過方式ということになっているために、常時大量に排出されるという心配はないということでございます。

これらの使用形態を確認させていただきまして、下水道への接続を認めたということでございます。

委員長

環境政策課長。

環境政策課長

環境政策課の方からの立場での答弁をさせていただきます。

この水産高校の建設中の施設につきましては、先ほど水道課長の方から答弁した内容で、そのとおり承っております。釧路支庁を介しまして、私ども、この情報を得たときに、どのような取り扱いになるのかということを経済関係の方に照会してございます。その場合の回答でございますけれども、水質汚濁防止法、いわゆる



道条例ではなくて法律に基づく特定施設の届け出がされるということになって、いわゆる支庁管轄での指導になるということだそうです。

それから、化学薬品につきましては、化学の授業等でいろいろな薬品を使うということが想定されているそうです。その場合、要するに専用の容器に保管して、いわゆる産業廃棄物ということで、これ特定管理産業廃棄物になると思うんですが、専門業者に処理を委託するということで、そういうことになっているということで、いずれにしても法に基づいた適正な処理をきちっとするということの、こちらからの照会に対する回答を得ておりますので、補足説明させていただきます。

委員 長

1 番、室崎委員。

1 番

確認しておきます。いいとか悪いとか、そういう話ではありませんから。

要するに、今の両課の話を総合して言うと、まず、水産高校の新しくできるバイオ研究室とでも言うのかな、それは、例えば大学などで行うバイオ関連の研究室のようなものではないと。したがって、そこから排出されるものについては、最初から問題ないというふうに認識していると。それから、化学薬品など、今の新しいバイオ云々ではないと思うんですが、そういうものについては、いわゆる閉鎖型にして適正処理していると。それで、別にそういうものを流すこともないということで、問題はないんだということだというふうに考えておけばよろしいんですか。

委員 長

環境政策課長。

環境政策  
課 長

まず、化学薬品につきましては、要するに支庁に照会し、支庁がしかるべき所管の施設に、いわゆる道教育庁と思いますが、照会したところ、化学薬品については、化学の授業等で出るものは専用の容器に保管し、専門業者に処理を依頼しているので、この新設施設での研究で試薬等の物質が出た場合も同様の処理となります。という回答を得てございます。

ということは、クローズドといいますか、下水道に接続した排水に流れ込む処理をするということではないというふうに理解してございます。

以上でございます。

委員 長

水道課長。

水道課長

下水道に、今度は、流れ込むその汚水の関係ですけれども、これにつきましても、この申請がなされたときに、こちらから水産高校に赴きまして、教頭先生、それから担当の先生とお話しさせていただき、質問者がおっしゃるとおり問題ないと、反

対に問題のあるようなものについては、下水道の方には流出しないんだということ  
でございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

委員 長  
1 番

1 番、室崎委員。

わかりました。

そういう形でもってやっていただくことを切に希望するわけでは。

ただ、緊張感だけはずっと持っていかなければならないなど、今の話を聞いて  
て思ったんです。それは、適正にされている限り問題がないという話なんですよ。  
ところが、人というのは、適正にばかりものを行わない存在なんです。間違っ  
て流すべきでないものをじゃーっと流してしまったときには、とめる安全弁は、今  
の話では一つもないわけですね。決して流してはいけない薬品をもし流しから流し  
てしまったときに、それをどこかで食いとめる方法は、今の話ではないわけでは  
よ。だから、人が管理するより方法ないわけでは。

そうすると、学校の先生というのは、それだけの専門家ではありませんから、教  
育の専門家であっても、それから、もちろん習う生徒たちは専門家ではありません  
から、だから、緊張感を持って進めていかなければならない問題であろうと思ひ  
ますので、全く問題のない試薬しか使っていないというんであれば、流したって別  
にどうということはないんですが、今の話を聞いていると、そうでもないような  
ニュアンスも多少聞きましたので、これは、緊張感を持って進めていただきたい  
ことは、町からも、今回1回限りではなく、やはり定期的に言っていかなければ  
ならない問題だと思ひますが、その点でのお考えを最後に聞いておきたい。

委員 長  
環境政策  
課 長

環境政策課長。

ご指摘のとおり、確かにこのような処理の方法をとっているということではござ  
いますけれども、排水というのは、ご承知のとおり、高いところから低いところ  
に流れるようになってございます。その場合、間違っ、いわゆる重大な過失があ  
った場合には、当然、排水がつながってれば、その排水経路を流れることは、  
これは事実でございます。

そういうことのないように、今、ご質問者ご指摘のとおり、今回1度だけでなく、  
こういうことをやっているからこれでいいんだということではなく、関係機関、  
いわゆる指導機関である釧路支庁等と連携をとりながら、少なくとも年に1度、  
釧路支庁はやっているようではございますけれども、どのような状態になっているか、  
いわゆる特

定施設の届け出をしている施設でございますので、指導の対象になってございます。それら連携をとりながら、町もそのようにして注意をきちっと、緊張感を持って指導等を支庁と連携をとりながらやっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

委員長 ほかにごいませんか。

(なし)

委員長 それでは、進めてまいります。

4目ごみ処理費。

1番、室崎委員。

1番 1つは、まず、これもマスコミを通じて、随分一時的に出た話なんですが、これからは環境庁が主導して、プラスチックは燃えるごみに分別分け、区分を分けるんだと、そして、プラスチックは燃やすことにするんだととれるような新聞記事が大手全国紙3紙を初めとして、たしか道新にも出たと思うんですが、各紙大体横並びで出ました。その後、どうも変だなと思って見ていたら、東京新聞が社説で、燃やせばいいというものではないと、環境省の言っていることを各紙は間違っって受け取っているというような社説が出たんだそうです。それで、聞いていくと、サーマルリサイクルというんですか、熱を回収するやり方がきちんとできるのなら燃やしてくださいというようなことを言っているらしいんですね。

そういう話がぼんぼん出てきますので、いろんなところで、また、いやいやもう燃やす方に入れるんじゃないのか、なんていうような早とちりが出てきているような感じもするんで、厚岸町としては、こういう動きに対してどのように考え、今後どのように進めていくのか、まず、お聞きさせていただきたいです。

委員長 環境政策課長。

環境政策課長 ご答弁申し上げたいと思います。

今、質問者ご指摘の報道に関しては、北海道新聞では、私の手元では16年6月の新聞で、環境省が、要するに廃プラは燃えるごみということで、焼却処理要請へという、いわゆるヘッドライン、見出しで出ております。

この趣旨は、近年、廃プラスチック類につきましては、特に新設炉につきましては燃やす技術が確立されて、いわゆるダイオキシン類が出てこなくなっている炉が多くなってきていると。それから、それらの技術、それから広域化によって大量の、

24時間連続炉による、いわゆるダイオキシンのそういうこともある程度クリアしてきていると。一方、首都圏におきましては、燃やさないところもございます。しかしながら首都圏は、最終処分場がもう延命措置がとれないほどの状況になってきているところであって、埋め立てしているということは、当然、最終処分場が足りなくなるということを受けまして、環境省の諮問機関でございます中央環境審議会の方に対して本年末、16年末までに、その是非を議論してもらおうというようなことで、分別処理に関するガイドライン策定の検討をするということを環境省の諮問機関に環境省の方からお願いしたと。

今般、これは環境新聞でございますけれども、10月27日付の環境新聞に、中環審の、いわゆる中央環境審議会の廃棄物リサイクル部会のまとめ、いわゆる意見具申素案ということで、それなりの処理の方法が出てきております。その中には、質問者おっしゃられておりますとおり、サーマル、いわゆる熱利用、それからマテリアル、再利用、それら双方、いろいろな手法が出ておりますけれども、あくまでもこれは首都圏を対象にして、それから新設炉を対象にしてのいわゆる意見具申素案というふうにとられております。

したがいまして、質問者、厚岸町はどのように考えているかということになりますと、この意見具申をそのまま厚岸町としては受け入れることはできないというふうに考えております。なぜなら、その理由といたしまして、本町の焼却処理場につきましては、ご存じのとおり、昭和52年から稼働してございまして、平成13年度にダイオキシン対策で一部改修してはございますけれども、いわゆる焼却の主となる炉については、一切改修をしてございません。改修をしているのは炉の中の耐火材のみでございます。

ということは、耐火材で取り巻く鉄、金属につきましては、稼働以来27年間たっとうございます。当然、金属疲労等もあるというふうに考えた方が当然だと思いますけれども、これを考えたときに、現在、廃プラは焼却をしてございません。これを環境省の指導なり命令があった場合において、さて燃やせるかというふうに考えたときに、まずカロリーが廃プラについてはかなり高くなります。その際、そのカロリーが高くなったものをそのまま燃やすということは、炉がもつかもたないかということが問題になります。

平成13年に改修しましたが、改修した当時、あと何年もつかということでござい

ますけれども、金属物については7年が、いわゆるある程度一定、普通考えられる耐用年数ということで、14、15、16で、もう3年たってございます。そうすると、単純計算であと4年しかもたないというふうに考えても、それを想定するのが普通だと思います。それしかもたないというところに、廃プラを燃やして、耐火材を壊して、なおかつその外の鉄物を壊してやりますと、これはもう燃やすことができません。

そうすると、第2期工事も今やっておりますが、その第2期工事の最終処分場の延命どころか、要するに15年の計画ですが、それが7年とかそういう時代に入ってます。そうしたときには、厚岸町としては、それを燃やして、焼却して、減容してやるということをやるとはいかななものかなというふうに、私は考えております。

当面、これは町の一般廃棄物処理計画で定めていくものでございますけれども、そのような方向で考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

委員長  
1 番

1 番、室崎委員。

よくわかりました。プラスチックを燃やしなさいなんてことになったら、いかなものかどころでなくてとんでもないことだと、厚岸町にとっては、ということだというのは、よくわかりました。

それで、ちょっと角度を変えてお聞きしますが、厚岸町は、管内でも有数の分別がきちんとしているというか、細かく分別をして、ごみを少しでも減らそうとすることを町民一丸となってやっている町であるという評価は高く受けている町ですよ。ということは、逆から考えますと、町民に対して非常に負荷がかかっているわけです。手間をかけているわけです。ですから、ちょっと緩むと、やっぱりずるとあやふやになってくる可能性は、常にあるわけですよ。これは、何も厚岸だけというんじゃなくて、分別というものをやっているところは、すべてそういうものを、性質を持っているわけです。

いろいろ聞いていますと、プラスチックを燃やすことになったんだそうだというのは、ちょっとこっちへ置きましても、14分別、実際に出すときには12分別でしたかね。が、余りちゃんと守られてないところもあるようだ。ところというのは家庭もあるようだ。相変わず、びっくりするような話を聞くこともあります。例えば、蛍光灯は、あんな長いものそのまま出すとうまくないから、壊して、そして袋に入

れて出せというふうに町の方から指導があるんだと、あるんだって、あんた受けたのかと言うと、いや、あるんだって聞いたと、必ずそういうふうになるんですけれどもね。そんなのがあってびっくりしたり、あるいは、3割程度ならプラスチックが入っていてもいいんだそうだというような、どこから3割が出てくるのかわからないんだけど、そういうのがあったり、また、いやいや、見ていたら、これを出す日にそうでないものを出したって、いいよ、いいよと言って、ちゃんと持っていつてくれるんだから、あれは建前で、そんなことは実はないんだとか、いろんな話が、崩れていく方に、崩れていく方という話が結構、いわゆる詳しい方とでもいうのか、そういうことを言う人がいる。

また、鉄とアルミなんていうのは、特に難しいのかもしれませんが、意識していない人もいます。あるいは、いろいろな行事なんかのときに、だめだよって、そんな捨て方をしたらということと言うと、その人が変人扱いされてしまったなどという話も聞く。

どうも分別というものについては、やはりうまずたゆまずちゃんと注意をしてどうか、みんなで守りましょうということをやっつけていかないと、一生懸命やっている人が何かばかを見るようなことになってしまいがちであるというようなところがありまして、そのあたり町の方としては、どういうふうにとらえ、どのように施策を進めているのか、この点についてもご説明をいただきたい。

委員長  
環境政策  
課長

環境政策課長。

ご答弁申し上げます。

まず、分別の蛍光灯の件でございますけれども、私どもといたしましては、蛍光灯、電球は、購入時のケースに入れて出してくださいというふうをお願いをしているところでございます。

質問者おっしゃられた内容によりますと、どなたが言ったかはわかりませんが、割って、減容して出す方が効率がいいんだよというふうに思って言われたのか、善意で言ったのか、それは、事實はわかりません。ただし、たまたま割れてしまった場合は、箱に入れて、割れものというふうにしてくださいという指導というかお願いもしてございます。その辺の勘違いがあるのかもしれませんが、それは、事實を今、確認はできません。

そこで、そういうことで、町としてはそういうことでお願いしておりますけれど

も、町の考え方としては、まじめにやっていただいている方、それから、反対に言いますと、そうでない方がいるとすれば、これは全く不公平でございます。まして、プラスチック類が混ざったものが3割程度がいいとかそういうことがむやみやたらに町内に行き渡ってしまうと、やっぱり口伝えでこれでいいんだということになると、これまで定着した分別収集がやはり崩れかねないというふうに思います。

町としては、毎年、皆さんご存じかと思えますけれども、収集日程表と、その裏にごみの分け方出し方一覧表というものを出してございます。これは、まことに恥ずかしいお話なんですけど、かなり不評でございます。両面印刷、紙を節約しているのはいいんですけれども、収集の日程を見る、壁に張りたい、壁に張ると分別の種類が見えない、こういうものを配るのであれば、両面じゃなくて2枚配っていただきたいというようなご意見もいただいております。

したがいまして、この辺につきましては、まず、どのように分類して出していただくかということをごきちつとわかっていただくことが、まず第一段階だと思いますので、これらにつきましても、経費のかからないいい方法をきちつと考えながら、まず基本的なことだけは、まず絶対やると。その後、それらについてさらに町民の方にご理解をいただき、分別を徹底していただくという周知、お願いをしていきたいというふうに考えておりますので、何とぞご理解のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

委員 長           ほかにございませんか。

                  (な   し)

委員 長           それでは、進めてまいります。

                  5 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費。

                  8 番、音喜多委員。

8     番           ここで、糸魚沢と若松地区の農業用地等の集団化事業、これ現在どういう状況まで進んでいらっしゃるって、当初の目的どおり進行中なのか、その辺ご説明いただきたいと思ひます。

委員 長           農業委員会事務局長。

農   委  
事務局長        ただいまの質問でございますけれども、現在、16年度の交換分合事業、この糸魚沢、若松地区でございますけれども、事業区域が現在、587.51ヘクタールの事業計を持って推進計画を立てております。この中で、今年3月までに、推進事業という

ことで、どこの土地をどのように動かすかという案までは、現在、計画中でございます。その中で、土地の所有者の状況を現在もう調べ終わりました、それでもって、あとはどこをどのように動かすかという問題に取り組んでおります。

以上でございます。

委員長

8番、音喜多委員。

8番

そうすると、今の説明状況からすると、今年の予定は、まだ少し3カ月ほどありますけれども、これから机上の部分として検討を加えていけば、ほぼ予定どおりいくというふうに理解してよろしゅうございますか。

委員長

農業委員会事務局長。

農委  
事務局長

現在の土地の動きとしましては、まだ交換分合事業の、まだ本体には、来年以降の事業ですから、まだ入っておりませんが、事業推進計画の中では、今言ったとおり、土地の所有者、権利関係を調べ終わりました、その土地をどのように、どこと交換するかと。

それで、この事業、推進計画が始まりましたから、今年4月から利用集積が今まで遊休化されていた農地、これらが4月から11月まで、12月も一部ありましたけれども135筆、件数にいたしまして27件、面積にいたしまして461.72ヘクタール、これは公簿上の面積でございます、これは利用集積、あくまでも賃貸でもって借りるということの内容でございます。そのうちの実際の総面積といたしましては332.63ヘクタール、これらの農地がこの事業をやるという前提でもって利用集積されました。

以上です。

委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(なし)

委員長

それでは、進めてまいります。

2目農業振興費。

12番、谷口委員。

12番

ちょっと申しわけないんですが、この予算と直接関係ないんですけれども、農業委員会と町との関係でお尋ねしたいんですけれども、農業委員会に対する報告が、町の方から上げなければならないそういうものがあると思うんですよ。そういう中で、



最近、当然、農業委員会に報告をし、承認を受けなければならないそういう案件が放置されていて、おくれで報告が行われたという事例があったんですが、これはどうということからそういうことが起きているのか、ちょっとお尋ねをしたいんですが。

委員長 農政課長。

農政課長 ただいまの質問でございますけれども、中身をちょっと確認をさせていただきたいんですが、農地の転用の関係でしょうか。

委員長 ちょっと休憩いたします。 休憩時刻 14時42分

委員長 再開いたします。 再開時刻 14時55分

農政課長 農政課長。

農政課長 お手間をとらせまして、大変申しわけありません。

この認定制度につきましては、正式には、法的に農業委員会にそのことを通告するシステムにはなっていないという状況でございます。3年ほどくらいまでには大体四半期ごとにまとめて農業委員会の方に、認定になりましたよというお話をしておりますが、最近に至っては認定の都度、なるべくおくれな時期に通知をしている、そういった状況になっております。

委員長 12番、谷口委員。

12番 今、説明がありましたけれども、農業委員会といたしましても、やはりその都度どういうふうになっているのか、それから、今、先ほどの質問にもありましたけれども、農地等のあっせん等がやっぱり頻繁に今行われる、そういう状況にありますよね。そういうときに、きちんとした報告がその都度行われていなければ、やはり困るのではないのかというふうに思うんですよ。

それが、そちらの都合で相当期間、長い間置いておかれるということになると、やはり農業委員会の活動にも支障が来してくるのではないのかなというふうに思うんですけれども、それらについてはどういうふうに考えていたんですか、それでは。

委員長 農政課長。

農政課長 農業委員会との連携につきましては、3年ほど前に私が兼務の発令を受けて、その時点からは、同じフロアにいて、同じ目的で業務をやっているということがありまして、深く連携をとっていこうということで、これまでも進めてきておりますし、今言われた放置をされたという事実は、ちょっと今ここでは確認ができないわけで

ありまして、これまでは、認定の都度、早目に農業委員会の方にお話をしている。法的には、正式に公文書をもって報告するとかというそういうことになっていまして、担当者同士が、この人が認定になりましたよということでお話をしているというそういう状況でございます。

委員長

12番、谷口委員。

12番

これでやめますけれども、やはり農業委員会としては、そういう報告がきちんと行われる、連携がとれる、そういうことがきちんと行わなければならないと思うんですよ。農業委員会は毎月総会を行っているわけですよ。それを何カ月も放置しておくということになると、やはりその都度、どういう状況にあるのかと。

農業委員会はやっぱり農家にとっての大事な機関なんですよ。それにやはりきちんと報告をしていただきたいということだと思うんですよ。それでなければ農業委員会の活動にも、ときにはやっぱり支障を来す場合があるわけですよ。

今、非常に、厚岸町では、特に農地をどういうふうにあっせんしていくかということが大変な状況にあるわけですから、その辺を考えて、やはり厚岸町の場合は、認定農家も非常に多い状況にはあるのではないかなというふうに思うんですけれども、その中で、更新だとかそういうのが、今どんどん進んできている、そういうときに、そういうものが一定期間放置されるということになると、少し問題ではないのかなというふうに思うんですけれども、やはりその都度、報告できるような、まとまってからというのではなくて、その都度、報告するというふうにやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

委員長

農政課長。

農政課長

内容については、お話しされたとおりでございますので、認定された都度、現在も認定された都度、早目にやっていると思いますけれども、認定された都度、速やかに連携を図っていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

1番、室崎委員。

1番

現在2目ですよ。

委員長

2目農業振興費です。

室崎委員。

1 番 手元に配っていただいた家畜ふん尿処理施設、これ私、一般質問で聞いたときに、たしか太田農協さんが事業主体になって行く大がかりなピットだと、ピットというのか何というのか、ふん尿を処理する施設であるというふうに聞いたので、この内容について説明をしてください。

委員長 農政課長。

農政課長 太田農協が計画をしておりますふん尿処理施設、これに係ります内容について説明をさせていただきたいと思います。

配付をさせていただきました平面図の方、基本計画図というふうなことで書いている方をごらんいただきたいというふうに思います。

この資料につきましては、現時点ではまだ正式な計画としてなっていませんので、現在、計画を策定する途中の段階でありますので、まず、ご承知おきをいただきたいというふうに思います。

それで、この施設を計画しているのは、釧路太田農協でございまして、実施の年度については平成17年、それから18年、2年にわたって建設を計画をしているところでございます。この事業につきましては、防衛施設局の民生安定事業で補助金をいただいてやるという内容であります。

それで、具体的に、この場所につきましては、太田片無去間道路、井上耕介先生の石碑があります、あれから厚岸寄り約 600メートルくらいの反対側の方にもう1本、町道がございまして、砂利道でありますけれども、その砂利道を約 600メートルほど北の方へ向かっていった、土地は法人の草地利用組合の草地になろうかと思っております。それで、この敷地、大体、ここに寸法がありますけれども、2ヘクタールちょっとの土地になろうかと思っております。

それで、施設の内容につきましては、この導入道路から入っていきまして、一番最初に細く縦長のレーンがございまして、2つありますが、これはスラリーストアといたしまして、ふん尿をここへ貯留をしながら、ここで言うております圧密により分離をさせると、かたい固の部分と中間のスラリーの部分と、通称スカムとって下の方に沈下をする、そういった形にここで分離をしまして、これが自然な形で下の方の小さい、280立方と書いてありますけれども、ここへ貯留をされるわけでありまして、このレーンが2つございまして、

それから、その下の方に大きな四角いのが2つあるわけでありまして、今、前段

で説明しましたのは、これはコンクリートの槽になろうかと思えます。それで、この下の大きな2つにつきましては、専用のシートを利用した形の、地盤を掘ったところにシートを敷いて流出しない形で設置をする、専用のシートでやるというのが、これは普通のスラリー、液の部分と固の部分が混合したどろどろの状況のものをここへ入れるというのが、5,000立方メートル2基ということでございます。

それから、あとは、施設といたしましては、この右上の方にあります、これは堆肥を切り返しをする場所でありまして、これが5,000平米あるわけでありまして、裏の方で、ちょっとあとで、どういうふうにするかの説明をさせていただきたいと思えますけれども、施設については、この3種類のものでございます。それで、これにさくだとか構内の舗装だとか、そういったものが付随をいたしまして、あとは攪拌をする機械、これが付随をしましてまいります。

で、この裏面の方のセンターのシステムフローイメージ図というのを見ていただきたいというふうに思えますけれども、これにつきましては、各農家から排出されますふん尿を、普通スタンションの方式の牛舎、それからフリーストールの牛舎、これ両方受け入れることになろうかと思えますけれども、これについては、一般の農家の方が持っている施設から、容量不足のもの、それから、施設がまだ整備をされていない方のそういったものをこの施設に貯留をして堆肥化をするということでございます。

それで、ただいま最初に言いました細長の部分については、これは1基で1,540立方ほど入りまして、これが2基で3,000立方になるということでございます。

先ほど申し上げましたように、これに投入をすることによって、上層の部分と中層の部分と低層の部分と、こういうふうに分層をすることになりまして、それのかたい部分については、ユンボで取り出しまして、この堆肥ヤードの方へ持っていくと、この固形の部分として扱います。それから、この下の方の液の部分については、先ほどのラグーンというシート張りの方へ液体の部分は貯留をされていくと。それで、このところにスラリーの攪拌というふうに出ておりますけれども、これは、トラクターの動力で動きますポンプを設置しまして、それで攪拌をして、空気を押し込むというそういう攪拌の施設であります。

それから、こっこの右の方にも同じようなプロペラのついたものがありますけれども、これもトラクターの動力でプロペラを回しまして攪拌をする、空気を入れて

やるというそういう工法になっております。

それから、この上の方の堆肥ヤードの関係でありますけれども、ここにパイルというふうになっておりまして、幅大体3メートルくらいの、高さ2メートルくらいの台形の形に堆肥の固形の部分を積み上げまして、それで、専用の攪拌する機械でありますけれども、これをトラクターで牽引をしながら、ずっと走りながら攪拌をしていく、そういう畝状にそういったものを何本かつくる。それで堆肥化を促進するというそういう工法になっております。

できたものにつきましては、ここの草地利用組合、それから太田農協の草地が760ヘクタールほどございますので、ちょうどそこへ、満度に投入ができるというそういうシステムになっております。

委員長

1 番、室崎委員。

1 番

これは、たしか防衛庁予算の利用ということだと聞いていました。したがって、事業主体は、厚岸町ではもちろんありません。釧路太田農協ですし、その予算も町の一般財源だとかそういうものを持ち出しているわけではないと。ただ、いろいろな形で町は側面から応援をしているわけですよね。

それを前提にしてお聞きしますが、今お話を聞いていて、大体のところはわかったというか、おぼろげながらわかったんですが、堆肥をつくる基本的な考え方としては、これは好気発酵なんですか、嫌気発酵なんですか。

委員長

農政課長。

農政課長

この堆肥ヤードの固の部分については、当然、好気発酵という形になりますし、このラグーンの方の部分についても、エアレーションの一種というような形になるうかと思えます。ポンプで回転をさせることによって空気も一緒に送り込むというそういう視点でこの方法をとっているという状況でございます。

委員長

1 番、室崎委員。

1 番

その点、もう一度確認します。そうすると、どちらも送風装置が入っているというふうに解釈してよろしいんですか。

委員長

農政課長。

農政課長

送風装置ではなく、ポンプで1回空気中に送り込みまして、それから、落ちるときに一緒に空気もすき込むというか、一緒に入っていくと、そういう意味で好気性発酵というふうに考えています。

委員長

1 番、室崎委員。

1 番

この図面から見ると、そんなような仕掛けに見えないんですよ。スクリーがあるぐらいにしか見えないんですよ、液肥の方に関しては。今のですと噴水方式ですよ。ぼくらがわかるように簡単に言うとね。そんな絵は書いてないんですよ。それ間違いないですね。

それから、固肥の部分についても好気発酵だというふうにおっしゃっているんですが、それは切り返しをすれば好気発酵だという考え方ですか。

台形に積んで密封状態のような形で置いておいたら嫌気発酵していくんじゃないですか。時々それを切り返すというのはわかりますけれども。エアレーションがなくて嫌気発酵がどんどん進むということはデータのきちんとしてきているものなんですね。

今のお話は何らかの裏づけがあって言っているんですね。

その点についてもう一度きちんとしてご答弁いただきたいんです。

委員長

農政課長。

農政課長

この固の部分については、いろんな副資材が入っておりますので、これを攪拌することによって好気発酵が促進されると。嫌気になりそうなものを空気を送ってやることによって好気発酵するということになります。

それから、この液の部分については、質問者が言われているように、町営牧場の堆肥センター、これは、完全に空気を送りまして好気発酵を促進しているという施設でありますけれども、これは、直接エアを送る、そういう送風装置ではなく、このスクリーについている、左側の方に車みたいなものがあるわけでありましてけれども、これが下の方へぐっと入っている、それが、ポンプがついております。スラリーポンプというのがついております。これによってくみ上げながら表面へ落としていくと、はき出していくということによって好気発酵が促進されるというふうに、私ども理解をしております。

委員長

1 番、室崎委員。

1 番

わかりました。

好気発酵にすることによってにおいも非常になくなりますし、嫌気発酵の場合には、いわゆる嫌気性腐敗菌の出すいろんな、アンモニアを初めとするいろんな毒ガスのようなものが出てきます。においも非常に強いんですよ。しかも、堆肥になる

のに時間がかかります。

その点、汚物の堆肥センター、あれだけがすべてというわけではないですよ。ただ、あそこでもって嫌気発酵すると、いかに早くて、高温で、いい堆肥ができるかというデータはいろいろとれているわけです。それから、水肥に関しても、あのぶくぶくというのを、曝気というんですか、やることによって、びっくりするようなデータが出てくるわけです。そういうものをやはりきちっと、こういう事業をする主体ないしその専門家の方にも示して、やはり何らかの形で取り入れて、少しでもいいものをつくっていくということのためにお手伝いするのが、こういうときの町の仕事ではないかというふうに思っているわけです。

今のお話を聞いていると、どうも何かいま一つ釈然としない話の中で終わっていくような気がしますので、この点、よくそのあたりをきちっとお話をいただいた上に、いやいやその心配はないと、好気発酵として非常にいい方法なんだというのであるならば、そういうデータもきちんともらってください。それはまた、厚岸町でいろいろな事業を展開していくためのいい資料になるでしょうし、また、いろいろな個々の農家のいろいろなものを安価につくっていくための基礎になると思います。改めて、別の機会に、その具体的なデータについてお示しいただくことがあると思いますので、今日はこのぐらいにしておきます。

委員 長

農政課長。

農政課長

一般質問でもご議論をいただいておりますけれども、私どもは、堆肥を発酵させるということは、これからは非常に大事なポイントになるということを受けとめておりますし、ただ、町の堆肥センターのようなああいう形での方法は、なかなか大量な液体の形状のふん尿でございまして、なかなかああいった形はとれないと、方法はとれないというふうに思っております。

しかし、できるだけそういった発酵を促進ような形で農協の方にも協議させていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員 長

よろしいですか。

この目でございませんか。

(な し)

委員 長

ないようでございまして、この2目農業振興費、この目を終わりたいと思います。

ここで暫時休憩をいたしたいので、ちょっと3時休みをしたいと思うんですが、30分休みというとなら45分までになるんですけども、時間も大分経過しておりますので40分まで、それでいいですね。

それでは、暫時休憩をいたします。再開は3時40分。 休憩時刻 15時19分

委員長 委員会を再開いたします。 再開時刻 15時40分

48ページ、3目から進めてまいります。

3目畜産業費、ございませんか。

(なし)

委員長 4目農道費、5目農地費、6目牧野管理費、ございませんか。

(なし)

委員長 7目農業施設費、8目農業水道費。

2項林業費、1目林業総務費、2目林業振興費、5目特用林産振興費。

1番、室崎委員。

1 番 ちょっとここでお聞きするんですが、前に決算のときにちょっと問題にして、たしか3番委員さんもおっしゃっていた問題が、今回、会計が一般会計に入ってきたので、あのときだけの話かなと思っていましたが、考えてみたらそうでなくて、むしろ一般的なことになるんじゃないかと思うんです。

それは、条例並びにその施行規則、そういうものを見ていきますと、基本的に、文面だけを読みますと、キノコの菌床を買う契約をしたときにお金を払うと、そして、その受け取りなり何なりを一定の様式がありまして、ちょっと今その名前は忘れましたが、それをもらうと、そして、そのときにすぐ生産物ですから、現物があるわけではないので、その後ある程度間をおいてから、できたものを受け取るときにその証明が使われるというシステムになっているようです。

ただ、やはり運用といいますか、中ではありまして、どうしてもその契約書の日には即日払わなければならないということは、なかなかこれはできないであろうし、実際にやっていないというふうに伺っております。ただし、その生産物をもらったのにまだ払わないということだけではないように、それは、どのようにやわらかくしても、そこからこっちはいけないよという形になって、それがきちんと行われているというふうに聞きました。



ですから、最も現実代金の支払いが遅くなった場合でも、生産物である菌床と引きかえになるわけですね。これが一番、代金の支払いが遅くなった場合でもそこまでですね。ですから、おくれたということにはならないというやり方で今日まで来ているというふうに伺いました。

それで、決算のときに決算審査意見書を監査委員が書いているときに、その15ページの中で書いてあるのは、このときは非常に特殊な場合でして、会計が閉鎖になったんですね。今まで特別会計でやっていたものが。そして、これから一般会計に変わるというところで、まだ菌床はでき上がっていない、それから、お金も受け取っていない、もちろんだから菌床は渡していないし、お金も受け取っていないという状況があるものですから、債権としては売買契約をしたときに発生しているの、いわば未収金というものが帳簿上出てしまった。ただし、この未収金は、どこまでも現物を渡したんだけど、お金をもらっていませんという未収金ではありませんよね。だから形式的未収金とでも、そういう言葉があるかどうか知りませんが、ということになるであろうと。

ただし、会計閉鎖ですから、未収金マイナス幾ら幾らですとって帳簿に載せるわけにはいかないの、予備費から充用したんですね。ところが、これはよろしくないというふうに決算委員の意見書では書かれているわけですよ。そのよろしくないというふうに書かれるようなことをやったということについて議会の中でも質問が出ましたですね。それで中身についていろいろ聞いたら、そういうことであるということがわかりました。

これは、会計閉鎖があったから、なるほど出たのかと、そのときは私もそういうふうに思っていたんですが、考えてみますと、これ出納閉鎖になるまでに、いわゆる現物が支給され、支給されなくてもいいんですが、お金が入ってくれば未収金という形では最終的に残らないでしょうけれども、出納閉鎖は31日でしたっけ、それまでに何らかの形でもって、そういう形式的未収金が出れば、同じ問題ですよ。いわゆる帳簿の形式上は。そのときに、この言い方ですと、予備費からの充用はだめだよというふうに監査委員から指導を受けているということになりますと、そういうときにはどのようにして善処するのか。これについては、当然、このやり方だめだということからは、監査委員の方から指導を受けて、こうやりなさいとも言われているんじゃないかなと思うんですけれども、そういうことを含めて、担当課とし

ては、そういうときには、今後はどのように行うのか。

5月31日までに必ずお金を入れてもらいますという話では、やっぱり済まない場合があり得るでしょうから、そういう意味では非常に可能性は少ないよと言われてばそれまでですが、この点についての取り進めの方法、これについてお聞かせをいただきたい。

委員長

農政課長。

農政課長

平成15年度につきましては、たまたま会計を閉鎖したということで特別にああいいう状況が発生をした、そういうことでございまして、今後においても同じような形で次年度へ代金が滞納として繰り越されるという、そういう事態はなきにしもあらずでございます。

ご質問ありましたように、それが本当に生産者との間で確実に履行できるかという部分は、口約束というかそういった部分は100%できるということにはならないというふうに思っております。我々の今できることは、やはり生産者の支払い条件をいろいろよくお話を聞きながら、その売り渡しの時期を設定をしていかなければならないと。他の方法については、現状の形ではなかなかいい方法が見当たらないというふうに思っております。したがって、年度をまたぐ時期の売り渡しについては、十分生産者と代金の支払い、引き渡しの時期等について協議を進める以外にないというふうに思っております。

委員長

1番、室崎委員。

1番

私は、実際に必ず入れてもらおうと思うんだというような話については、当たり前だと思っております。そんなことを聞いていないんですよ。だからこれは、例えば100玉渡したのに払ってもらえなかったというような事態が出て、ただし、そのとき生産者の苦労もわかっているから、ちょっと待ってやったんだけど、必ず払ってもらおうとかというような種類の話ではないんですよ。純然たる帳簿上だけの話なんですよ。そうでしょう。

帳簿上にだけ、そうやってまだ現物を渡していないわけだから、町の方には、いわば払ってもらわないことによる実損というのが、少なくとも現物を渡した、代金をもらったという関係においてはいいんですよ。ただ、どこまでも売買契約をしたときに債権が発生していますから、債権発生後まだ未収であると。向こうに言わせれば、同時履行抗弁だというようなことを言う余地はあるかもしれない。そののと

ころ契約書の書き方がわかりませんので、ちょっと言えませんがね。

そうすると、それがたまたま年度をまたぐということだけで、予備費からの充用というようなことをやって一たん会計帳簿の方を真つ当な形にしていくことすらできないのかと、それは問題あるのかと、いや問題あるんだと監査委員は書いていると、そうするとそれはできないんでしょうね。じゃどうするんですか。解除するんですか。一たん解除して、次の日にまた契約するんですか。私の程度の知能ではそんなことしか考えられない。そうすると、これは非常に不自然な形になる。そのあたりで、担当課としては監査委員とどんな話し合いをしているんですか。そういうことなんですよ。

委員長

農政課長。

農政課長

監査委員との話し合いというか、事情の聞き取りの段階では、我々の実態をお話をしたということで、監査委員さんの方からは、それではこういう方法があったのかというそういうご指導は、そのときはいただいている。我々の実際やってきた実態を説明をしたというようなのが実態であります。

委員長

1番、室崎委員。

1番

わかりました。

そうすると、少なくとも今お聞きしたような私のことについては、手詰まりだということですね。処置なしだという状態に今なっているということですね。それでは、大至急、監査委員の方とも話をして、この内容については次の機会にお聞きしますので、それまでにやはりきちんとした方向を出していただきたい。

これはささいな問題だと言えばささいな問題なんです。厚岸町がその品物を渡して、条例違反をやって、そして、それが回収できなく困ったなんていう種類の問題ではないですから、純然たる形式上の問題ですから、その意味では、時間もないのにこういうことでわーわーやるほどのものではないと言われればそれまでですから、ただ、事務の手の流れとしては、やはりそういうところに問題が出ている以上、やはりきちっと解決しておかなければならないと思いますので、お聞きしましたので、今日はこのぐらいにしておいて、監査委員の方ときちっと打ち合わせをして、指導を仰いでいただきたいというふうに思うんです。

監査委員は、何もだめだということだけが仕事ではないでしょう。業務監査ということでやっていますから、しかるべききちんとした業務の流れということについ

ての助言も仕事だと思しますので、その打ち合わせをしていただきたいんですが、その点いかがでしょうか。

委員長 農政課長。

農政課長 今後は、会計閉鎖というのは事実上今後ないというふうには思いますけれども、年度をまたぐということは、これからも発生をするということでございますので、そういった監査委員さんのご指導を仰ぐ形で協議をさせていただきたいと思しますので、よろしくをお願いします。

委員長 よろしいですか。  
ほかにございませんか。

(なし)

委員長 それでは、進めてまいります。  
3項水産業費、2目水産振興費。  
5番、中川委員。

5番 委員長にお願いがあるんですけども、この予算には関係ありませんけれども、ちょっと質問させていただきたいと思うんですけども、町長、たしか菊池議員の質問で、道立公園の国定化の問題で答弁されていたわけですが、実は、昨日午後3時ごろでしたか、組合のある理事が私のところに見えまして、今、漁民から、それぞれ網をかぶっていますから規制ですか、それで大変組合にいろいろと注文というのか、来ておりまして、困っていることがあるので、中川議員にもひとつ頑張ってくださいと、こういうことで昨日見えたんですけども、私は、今申し上げましたように、この議会でこの国定公園化問題で議論がありまして、町長も、基幹産業の漁業である皆さんに規制等々を受けるようなことであれば、これは絶対お断りする、受けません、強い発言で答弁されておりまして、そのことにつきまして、我々としては信じましょうと、しかし、今、理事さんがおいでになりました件につきまして、私からも議会なりその他で、町長や関係課長にお願いしておきますということでお帰りをいただいたわけですが、

また、何かくどくどしい意見でございますが、再度ご意見をいただければと思ひまして質問させていただきました。よろしくお願ひいたします。

委員長 町長。

町長 改めてお答えさせていただきます。

まず、国定公園はなぜするのかということでもあります。

私は、大きくは厚岸町のためになることであるという認識であります。しかしながら、そこに犠牲者が出てはならないということでもあります。何といたしましても厚岸町は、基幹産業は漁業であります。漁業振興発展なくして厚岸町の経済の振興発展もないわけであります。

そういう意味において、今現在、道立自然公園であります。現実には第3条の規制がございます。それと同等の中で国定公園をすると、さらにはまた、国定公園をすることによって、さらに今まで以上の漁業振興発展があるという中でお願いをいたしておるわけでございますので、この点をご理解いただきたいと思います。

なお、確かに漁業者から、一部から役場等にもいろんな電話があるようであります。その電話は全く理解できません。ただ、先日、新聞報道がありました。その件でちょっと誤解があるのではなかろうかなという気がいたしておりますが、私初め3町の姿勢というものは変わるものではありませんので、ご理解をいただきたいと思います。

なおまた、このことは、さきの道議会の定例会の中でも質問があり、担当部長から明確に答弁をいたしております。必要でありますならば、後ほどその答弁要旨についても資料として中川議員にお渡ししたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

委員 長

5 番、中川委員。

5 番

今、菊池議員と同じく力強い町長の答弁をいただきました。漁民がそういうことで不安がっておりますので、理事さんにもその旨、私の方から組合へ行って、またお話ししますけれども、そのような心配もあるということでございますので、決して町長の言うことは信じますけれども、よろしくお願いをしたいと思います。どうもありがとうございました。

委員 長

町長。

町 長

さらにお答えをさせていただきます。

実は、今の国定公園昇格期成会といいますのは、昭和59年に設立をされて以来、さらにはまた平成6年まで休止状態にあるわけであります。ここ現実味を帯びてきた中で、この期成会を現在の町長、また産業団体、その他の町長の名前の中で改組する費用と考えております。

この昇格期成会が24日、当町で開催する予定になっております。そういうわけで、以前、私は、わざわざ漁業協同組合まで参りまして、漁業協同組合の組合長に対して、るる詳しくお話しいたしております。その後、理事会で何かいろいろなご意見があったという、その新聞報道についてのお話があったということで、問い合わせが担当課長にあったようであります。その際も、担当課長からは、るる詳しく、今私が答弁をいたしたような内容をお伝えをし、また、資料として道議会の答弁要旨をお渡ししております。

どうかこの点、中川議員も漁業者でありますので、同僚に対しましても、るるお話しいたきたい、かように考えます。よろしくお願ひしたいと存じます。

委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(なし)

委員長

それでは、進めてまいります。

3目漁港管理費、5目養殖事業費、6目水産施設費。

1番、室崎委員。

1番

一般質問のときにデータの集積、管理、公開というような話でいろいろお聞きしまして、一緒にお聞きした水鳥のセンターも、それからこのカキのセンターも非常にこういう点ではしっかりとなさっているということがわかりました。

それで、その上でちょっと1つ具体的な話を例示的にお聞きするわけですが、かつてというほどでもない、つい近年までこのカキセンターで非常に一生懸命仕事をなさっていた前任者の係長から、私、いろいろな夢や希望を含めて、現在こういうことで苦勞してこうやってやっているという話を何回も聞いております。その中で、私も非常に胸躍らせて聞いた話の一つに、このプランクトンえさの問題があるわけです。

現在与えているプランクトンえさというのも、何か成長度合いにおいて何種類かやるというようなことでいろいろやっているという話も聞きましたが、ただ、そのときに、なるべく生まれも育ちも厚岸ですというような標語を使っていますと、ただ、まだえさは厚岸産じゃないんですというような話を聞いたんです。それは、どこから譲り受けたのか、あるいは買ったのか知りませんが、舌かみそうな名前が幾つが出ていました。

それで、最終的には、やはりこの湖内、もともとここで住んでいるカキの中でいるプランクトンの適当なものを、自然状態の中ではいろんなものが来る中から適当なものを食べているんだろうと思うんですが、そういうものを与えていきたいんだと、そのためにいろいろ実験というか研究もしていると。で、これはまだまだなかなか実用化にいくまでは大変なんだというような話も聞いております。

そういうようなデータについてもきちんと集積されており、もちろん引き継がれて、現在もその研究が続いていると思うんですが、そのあたりを余り専門的な話に終始されるとこっちはわかりませんので、私程度にわかるように、そこらちょっとご説明いただければと思います。

委員長

水産課長。

水産課長

カキのえさの関係でございますけれども、厚岸のカキセンター、陸上の種苗生産施設ということでありまして、こういった施設、ユニセンターも含めまして独自で植物性プランクトンをつくと。えさをつくるには多くの人手と、それからあと経費もかかると、そういうことです。そういった中で、非常に均一的なプランクトンを供給するということが種苗センターに欠かせないということでもあります。

で、厚岸町のカキセンターのえさ、餌料でありますけれども、この研究、最初のはしりは、カキセンターが立ち上がる前からずっと研究を行ってきたということでもあります。養殖研究所というところがあるんですけども、そこに岡内博士という方がございまして、そこから当初、植物性のプランクトンを譲り受けまして研究を始めたというのがはしりだそうであります。

そのプランクトンに、その研究をベースに平成6年に福島県の水産種苗研究所というところからキートセロス・カルシュトランスというカキのプランクトンのえさを譲り受けました。それとあと厚岸町にあります釧路管内の水産種苗センター、ユニセンターなんですけれども、そこから植物性プランクトン、これはもう一種類ありまして、キートセロス・グラシリスというプランクトンを元種にして、現在、生産培養しているという内容でございます。

これらのデータの関係でございまして、先日もお話ししたとおり、これらのデータについては、カキセンターで保管して保存をしているという内容であります。研究データ合わせましてさまざまなデータがございます。このデータという中身なんですけれども、いろいろございまして、そういった数字的なものから、それ

からメモ程度のものから、そういったものがいろいろあります。それで、そのデータがありますけれども、だからどうしたというそういったコメントがないものも幾つかあるということでございます。

この間もお話ししたんですが、報告書としていろいろまとまって発表しているものもありますけれども、データの中の細かい、あるいは試験の結果と、それがまだ整理のしていないものもあるということでございますので、これを機会に、今後、整理するように、現在、指示をしております。

以上です。

委員長

1 番、室崎委員。

1 番

今のお話を聞いていて、前半は、なるほどなと思って聞いてきたんだけど、最後のところにきたら、何かぼしょぼしょと話がしぼんでいくような感じなんですね。そうすると、きちんとした引き継ぎをして、その後を積み上げているという段階ではないということですか。あれだけ前任者がずっとやってきたことが、そこでぽつんと切れてしまっているんですか。どういう引き継ぎをしたんですか。当然ずっと続けていたその研究なり調査なりは、進めて、よりよいものをつくっていかなければならないわけでしょう。

彼、しきりに言っていましたよ。完成している技術じゃないと。ただ、先頭を走っているというのは大変なことだと、周りにないんだから、参考になるものが。みんなは自分の方の成果をくれくれと言うだけの話であって、成果というよりも、そのでき上がった均一で、しかも非常に使いやすいプランクトンをくれくれ言うだけであって、そういう同じような研究をやっているところはないんだと。だから、ただ一人先頭を切って走っているというのは大変なものですと。しかし、これをきちんとやっていくことでもって、いいカキがつくっていけるんだと。そうですね。食べ物ですからね。そういう話をしていたんですけども、それをちゃんと受け継いで、やっていないんですか。その点。

委員長

水産課長。

水産課長

現在使われているその2種類のプランクトンにつきまして、平成11年10月に釧路水試で試験をしていただいております。その試験結果については、3カ月後の平成12年1月に水試の方から結果についていただいているということでもあります。

その中で、栄養の面で特に重要な部分であります脂肪酸という成分の分析につき



まして、これらの結果について水試の方から結果をいただいています。その結果、  
いろんな文献と照らし合わせまして、当時の担当者が問題ないというふうに判断を  
して、今現在、生産培養し使っているという内容であります。

それから、地元のえさを使いたいということでもありますけれども、地元のもの、  
あるいはこれまでのものとどちらが有効性が高いか、そういったものを地元産を使  
うとか比較しまして検討するという、比較検討してやっていくというふうに考えら  
れるわけであります。

委員長

1 番、室崎委員。

1 番

時間も余らないので、聞いていることに的確に答えてほしいんです。

11年、12年というのは、その前任者がやっていた仕事でしょう。それを私は高く  
評価しているんですから、それを今、具体的にそんな細かな話をいろいろ言われた  
ら時間がかかるだけなんです。それはよくわかっている。

そうじゃなくて、彼がいなくなった後もきちんと引き継ぎをしてどう積み上げて  
いくのかという、その部分なんですよ、私が聞いているのは。11年とか12年とか  
ということは一生懸命やっていた時代ですから、その話を今、繰り返されても、私  
はそこのところを本人から聞いた上で今の話をしているんですから、時間のむだに  
ならないように答弁してください。

委員長

助役。

助 役

実は、前任者が退任するに当たりまして、そのカキの種苗センターの運営が大丈  
夫かということで、本人、それから担当の職員の皆さんに集まっていたいて、い  
ろいろ情報を提供していただきました。それで、あのセンターには、養殖の栽培技  
術を持った職員がそれまで3人おりました。それで、現在2名であります。その2  
名の方たちが前任者の持っているノウハウをすべてきちっとした形で引き継いで  
いるのかということを確認させていただきましたが、残念ながら、この種苗の生産を  
支える最も大事な餌料用の微小藻類のバイオ技術というものについては、完全な形  
で引き継がれてはいないという状況でございました。

私は、前任者からその話を伺って、可能な限り、今、前任者が持っている情報を  
ペーパーに残して行ってほしいという話をさせていただいて、彼はそのことにこた  
えていただきました。しかし、そのペーパーを見ただけでは、最も大事な元種を培  
養する光強度のコントロール、それから炭酸ガスの添加量、これらについては、相

当な経験を積んでいないと、すぐ前任者のような形にはならないだろうと。その前任者の元種の管理、それから培養については、実は、この養殖技術のノウハウを持っている職員以外の人が役割分担を背負っていたという状況がありました。それらについては、その方に、経験上はこうやってやればいいんだという表面上のことはできるんですが、きちっとした科学的な考え方に基づく対処というものは、そこまでのレベルには残念ながら達していないということだったものですから、ペーパーに残して行ってほしいということをお願いして、それなりに残していただいております。

それが、私も素人なものですから、それで完全かどうかということは、残った担当の方に聞くと、これじゃようわからんということで、心配な部分も確かにございます。前任者の方にはすぐ、今、九州におるんですが、何かあったらいつでも電話をくださいということで話をさせていただいておりますし、それから、定期的に厚岸に帰ってきてまいっております。

そういうような状況もありますので、今、水産課長、先ほど答弁をいたしましたけれども、なお、前任者がいなくてもこれは大丈夫だよというようなレベルに達するところまで、これからも研究、それから実験というものを続けていかなければならないだろうというふうに思っています。

この体制づくり、今のスタッフの中で十分かというのは、ちょっと心配な部分もありますけれども、その辺は部内の協議をきちっとして、体制を構築していきたいなど、そういうふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員長

1 番、室崎委員。

1 番

何か妙な話になってきましたね。そんな話を聞きたくて聞いたんじゃないんですけれどもね。今の話を聞いていますと、ちょっとびっくりするんですよ。

前回の議会だったか前々回だったか忘れたけれども、前にそういう組織の核になっている人がいなくなるという話を聞いて、私はびっくりしまして、このまま補強しなくて大丈夫なのかということは聞いたですね。そのときは、町長は、係を係長にして、それから非常勤職員を常勤に上げることでもって体制はぴしっとできて何ともないんだとおっしゃったんです。後から調べてみたら、その非常勤が常勤になったのは、それよりはるか前だったんです。だから、そこのところでその話を引っ張り出すというのは、これはどうかなと思うんですけどね。

いずれにしても、階級を上げるという言い方もちょっとおかしいんだけど、そういうことで、責任を持たせることで十分対応できるんだというふうにおっしゃっていたので、私は安心していました。ところが今話を聞いていると、引き継ぎがきちんとされていない。そうでしょう。最終的にその業務というものが次の人にかわって滞りなくできる状態になっていないんだから、やはり引き継ぎに問題があるということになるでしょう、最終的にはね。

そういう状況で戦力が落ちている。これはやはり問題ですね。行政というものは人がかわってもやっていけるから組織として継続性があるんじゃないですか。あの人がいなくなったら途端に何もできなくなったというようなことがあってはいけませんよ。今回がそれほど大きなものではないと思いますけれども、ただ、今話を聞いていると、おやめになった方に頼らなきゃならない部分があるというのは、これは問題ですよ。

それから、おやめになった方は民間の会社にいらしたと聞いています。何か似たような業務であるとすれば、場合によっては商売がたきかもしれない。彼としては、私は個人的に知っていますから、いろいろとこっちを応援したいと思っても、自分の方の会社の業務のためにできなくなるということだってあり得る。それぞれ組織の人間というのはそういうものですよ。厚岸町の人間が浜中町にいろんなことを教えてやりたいと思っても、これは厚岸町のものだからだめだよという箝口令を敷かれたら言えないのと同じことです。そういうようなところに頼らなきゃならないというのは、おっかないですね。どうですか。

委員長  
助 役

助役。

私は、現在その厚岸種苗、カキの種苗センターが行わなければならない業務については、現在の体制で十分対応できるというふうな認識を持っています。ただ、一番最初にご質問者がおっしゃったように、今まではこういうバイオ技術をつくったけれども、さらに高いレベル、厚岸町の独自の、それこそえさの元種の部分からというような部分については、その前任者の意識レベルがちょっと高かったのかなど、私はそのように認識をしておりました。

今の体制で、これまでの種苗をきちっと供給できるという体制という部分では、大丈夫というふうな認識を持っております。ただ、残念ながら、今、残りの技術的なレベル、経験を持っておられる職員が2人おりますが、専門的な分野というのは

若干違っております。そういう意味では、おしかりを受けるかもしれませんが、戦力ダウンにはなっているというふうには考えますけれども、いただいております事務の引継書、それから、これまで調査研究をしてきた研究の内容あるいは参考文献、これらは全部ペーパーで残っておりますので、そういう部分では、可能な限り早い段階で、その技術レベルも一定のところに到達してほしいなというふうに願っております。

委員長

1 番、室崎委員。

1 番

願っておる点は、助役と私は全く同じなんですよ。

それで、いま1点だけ、時間もないから言いますが、現在できているからいいんだというふうな意味にちょっと聞き取れたんだけど、それで、前任者はそれ以上のところを願っているから非常に高かったというんだけど、それを前任者はしきりに言っているんですよ。自然相手なんですよ。今日できたもの、あるいは昨日できたもの、今日やってできるとは限らないんですよ。それから、施設はどんどん古くなっていきます。当初には考えられなかったような故障ということだってあり得るんです。そのときに、中身を全部知っていないと応急処置もできなければ、抜本的な処置もできないんですよ。だから、昨日こうやって、1番最初に1のスイッチを押して、2番目に2のスイッチを押して、10分たったら3のスイッチを押せばできるよと言ったけれども、できなくなったときどうするのか。これがあるんですね。機械というものに対しては。

それから、もう一つは自然です。今年だって何かよくわからないけれども、赤ちゃん死んじゃったわけでしょう。そういう予期せぬ出来事があったわけですよ。そういうときにも、その原因というものが完全にわからなくても、症状に対して対処できる程度の理解があれば次の手が打てるわけ。だから今ができる技術があるからですべてではないんだと。だからこそ2歩も3歩も前のところを研究していかなかったらおっかなくてしょうがない。

これがどこでもここでもやって確立された技術ならいいんです。それでもこういうものは、例えば広島のどこかでやっているからと厚岸へ持ってきたら、全然自然条件が違いますから、なかなか言えない。ましてや世界じゅうどこもやったことのないことをやろうと言っているときには、それこそ何が出てくるかわからない。だから今あることに満足なんかできないんですということを彼はしきりに言ってい

ました。そういう意味から言って、町のトップの方たちが今できているからいいじゃないかと聞こえるような言い方は、ちょっと私は問題があると、そのように思います。

それで、今、時間もないですし、大体問題点は指摘しておきましたので、やはりこれは、なるべく早く実質的にきちんと受け継いで、今言ったような観点から、現在のスタッフ、人が1人足りなくなっている中で、いろいろな仕事がたくさんあって手をとられているだろうから大変だとは思いますがけれども、やはり我々としては、どんどん積み上げていってほしいわけですよ。その点についてもう一度ご答弁をいただきたい。

委員長

助役。

助 役

今も供給体制ができるから、もうそれでいいんだというふうにお聞きになられたとしたら、私の言葉足らずで大変申しわけございません。

そういう意味で申し上げたのではなくて、さらに高い技術レベルを確立してほしいと。平成11年から稼働して、これまでさまざまな経験を積んできております。積んできておりますが、残念ながら、退任される時に話を伺うと、相当分業をして、それぞれ手分けをしてやっていた部分があって、なかなか全職員に伝わっていない部分もあったやに聞いていますが、それらは、きちんと連絡をとり合いながらカキセンターとしての使命と役割を果たすということはもちろんのこと、その技術的なレベルもより高いところに行っていたいただきたいんだという話を職員の皆さんにもしておりますし、今後もそういう連絡調整をきちっととりながら、そごがないように図ってまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

委員長

1 番、室崎委員。

1 番

今の話はそれでわかりました。

それで、あと、カキセンターに関して、こういうプラנקトンのことでも、今、答弁の中にもあったんだけど、学会で発表したり、いろいろ外に向けて発表もしているわけですね。そういうものについては、例えば情報館に送り込むとか、例えば水鳥ならインターネットに載せるとか、そういうような形でもっていろいろな町民を含めて多くの方たちに利用してもらえよう、と、生データなんかに関しては、これは厚岸町の企業秘密だという部分もあるでしょうから、何でもか

んでも公開すればいいというものではないんですが、少なくとも学会だとかそういうところで一たん外向きに発表したもの、そういうものについては、やはりみんなが見られるようにしていった方がいいんじゃないかと思うんですが、そういう点はどういうふうになっているのでしょうか。

委員長

水産課長。

水産課長

今現在、手元にある資料で申し上げますと、種苗生産の関連試験事業、それからカキ種苗生産の関連試験事業、これら、それから密閉型の 500リットル大型高密度微小藻類自動バイオ装置を用いたカキ種苗生産システム、こういった関係の行政資料については、既に情報館の方には提供をしております。

なお、これ以外にもいろいろ行政資料として提供しているものもありますけれども、今後さらに、この内容のほかにもどういったものが提供できるかどうか、そういった可能性も含めて、関係、うちのセンター等々とも打ち合わせをしながら調整して、提供できるものは提供するという形の方で進めてみたいというふうに考えております。

委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(なし)

委員長

暫時休憩いたします。

休憩時刻 16時29分

委員長

各会計補正予算審査特別委員会を開会いたします。

再開時刻 16時54分

直ちに審査を進めてまいります。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、2目商工振興費、4目観光振興費。

ございませんか。

1番、室崎委員。

1番

このところに厚岸古番屋冒険ツアー42万円の減というのが出てきています。たしか一般質問のときに、11番さんの方からもちよっと触れられていたんじゃないかと。その間の事情については、担当課長の方から、その事業を担っている人たちがだんだんお年を召されて、若いころのような馬力がなくなってきて、重たくなってきたので、今回おやめになるんですというふうに聞いていますというふうに答弁があったと思うんですが、それで間違いないですね。

委員長

商工観光課長。

商工観光課長

ただいまの厚岸古番屋のいわゆる開催を今回でファイナルといいますか、最終と  
いいますか、その関係でございますけれども、一般質問の中でも答弁しましたよう  
に、この古番屋ツアーにつきましては、実行委員会から実は6月の定例会におきま  
して助成の要望がございました。それで、6月定例会においてはその予算計上させ  
ていただいたんですけれども、その後、実行委員会から、体力の関係、事務局の体  
制の関係とかそういった部分がありまして、今年で最終としたいということがあり  
まして、取下書がございまして、それで今回、予算を42万円の減額に至ったわけ  
あります。

委員長

1番、室崎委員。

1番

私の手元に平成16年10月13日の釧路新聞があるんですよ。割と大きな記事です。  
これで見ますと、いろいろ書いているんだけど、今回ツアーを打ち切ったのは、  
6月議会の理事者答弁が引き金になったと。同議会では、議員のツアー事業の町に  
対する経済効果と成果についてという質問に対して、町は、調査しておらず不明で  
ある、次年度以降は実行委員と協議するという答弁にとどまると、この質疑に対  
して何々さんらは、町は我々の事業を理解していないようだ、今後は町民の理解、  
協力を得られるように云々と、これが引き金になったとはっきり書いているん  
ですよ。

今の説明と全然違うんじゃないですか。この新聞記事は全くうそを書いていると  
いうことになりますかね。何かこれを見た一般町民の間では、一生懸命やってきた  
けれども、町の方は評価してくれなかった。したがって、早く言えば嫌気が差した  
というふうに読むと思うんですよ。

だけれども、そういうようなことについて、違っても違わなくてもいいんだけれ  
ども、全然、議会の中に触れないで、全くそういうことについては素通りして、そ  
して、いやいや年とって大変になってきたからやめたんですよという話だけで済ま  
せるというのは、あなたの方で、自分に都合の悪い話は全然しないで済ませよう  
というふうに受け取られてしまいますよ。これは、やはりきちんと答弁してください。

しかも、この書き方だというと、議会での議論が引き金になったような書き方を  
されているので、これは、そうじゃなくて理事者の答弁なんだというふうに書いて  
いてくれるから、それでもって我々は救われるんだが、もしこれが議会の議論が引

き金になってなんて書かれたら大変なんで、そうは書いてないからよかったなど、私の身としては思うんですよ。だけれども、今のあなたの答弁の中に、その間の事情なんかの説明は何もないじゃないですか。ちゃんと説明してください。

委員長

商工観光課長。

商工観光課長

今、質問者がおっしゃったように、確かに釧新の16年、今年の10月13日付の新聞の報道によりますと、残念ながら打ち切りというそういう見出しがございました。この関係が、それで、その対応につきまして、早速、町としましての、実行委員会の方をお呼びしまして、一応真意といいますか、そういった部分を聞きました。

その内容の部分から、町の議論云々というより、6月定例会においていわゆる事業効果等について議論が出まして、いわゆる事業効果、または費用対効果等が議論出まして、それで一応そういった経過を踏まえまして、実行委員の方が、今まで自分たちが過去12回やってきた、そういった部分が実際町から評価されなかったことが非常に残念だというコメントもいただきました。そういった部分を踏まえて、実行委員会で今回、協議しまして、町からの助成をいただかないで、そしてなおかつ体力の関係もございますので、あと事務局の関係等々がございまして、今回最後としたいという話を申しておりました。

そういったことを受けまして、町としましても、確かに今まで6月のときも議論になって、費用対効果とかいろんなことがあったんですけれども、確かに非常に残念ではありますけれども、こういった実行委員会のことを受けまして、町としましても検証しまして、そして、今後の、この成果で得た、例えばネットワークの関係等々検証しまして、今後もそういった部分を活用していくとか、そういった部分の検証を終えております。

以上でございます。

委員長

1番、室崎委員。

1番

1回目とがらっと答弁が変わりましたね。指摘されると答える。それまでは素通りしておく。それでは時間のむだなんですよ。

それから、今の話を聞いていると、やはり町の無理解が、あるいは評価してくれないそのつれない態度が、自分たちの意欲を失わせたということは否定はできないわけですね。今のあなたの2回目の答弁だと。それで、だからやめるよ。ああそうですか。そういうことになるんですか。



それから、今あなた、ネットワークがどうだとか何だとかと言っていたけれども、そういうことは、6月の議会のときにはきちんとつかんでいたんですか。そういう評価をしていたんですか。それであるような答弁をしたんですか。この点はっきり説明してください。

委員長

商工観光課長。

商工観光課長

いわゆるネットワークの関係でございませけれども、6月の時点では、確かに友の会という組織を設けていまして、そういった活動をしているということは押さえてはいたんですけれども、私の勉強不足で、中身までは押さえておりませんでした。

委員長

1番、室崎委員。

1番

中身がわからなかったら押さえていることにならんでしょう。

それで、今こういう財政の状況です。ですから、今まで補助金とかそういう形で出していたものが出せなくなることはいろいろあると思います。やっぱり町長は、町民との協働ということをしきりに言います。そうすると町のやる事業、それから町民のやる事業、いろいろあると思うんです。それらが手を携えてまちづくりをきちんとやっていこうということだと思っんですよ。

そのときに、それにどれだけのお金を出したらいいのかという議論、あるいは、お金を出して効果があるのかという議論を議会はやらなければなりません。そのときに、あなたの方が、これについてはこれだけの効果があつて、こういう実績に対してこれだけのものがあるから出してきたんだということの答弁ができなければ、議会での議論にならないんですよ。なおかつ、そういう話が実際に一生懸命やっている人たちに水を差してしまうようなことになってしまつては、これは一体何なんだということになりますよ。

だから、出せ出せと言っているんじゃないんですよ、私は。最初に言ったように、お金という形でもって協力できなくても、いろいろな形でもって協力できる道だつてあるわけです。それは、例えば情報の提供をすつとか、今まで構築してきたそのネットワークだとかそういうものを評価して、それを町行政の中に生かしていくというような形を行うとかということ、一生懸命やっている人たちの、ああ自分たちはもうちょっと縮小してでも何してでもやろうかという気を持って、手を携えてやっていく方が幾らでもあると思うんです。そういうことが、特にこういうふう

委員長

そういう点で、町長なり助役なり、どういうふうに考えていますか。

町長

町長。

担当課長からのご説明ございましたが、いずれにいたしましても、実行委員会から、みずから取り下げの申し出があったものであります。

委員長

1 番、室崎委員。

1 番

そんな話を聞いているんじゃないんですよ。そういうところの原因をつくってしまったということを担当課長がみずから自白しているじゃないですか、今。そういうもののやり方はよくないと言っているんですよ。だから、町が今まではお金を出して応援するというような形をやっても、やってきたものができなくなっていくことだって幾らでもあるんだし、あるいは、再評価ということをしなければならないこともあるんだけど、その評価にしても、きちんと自分たちのやっていることを見てくれているということだけは、やはり町が示さなければならぬだろうということですよ。

それを、やめます。ああそうですか。そういうことでしたよ。それではうまくないでしょう。これは他に波及してきます。そういう態度では。そのことを言っているんです。だから、今のこの古番屋ツアーというのにもう一度出してやりなさいなんてそんなことを言っているわけじゃないんですよ。基本的な町民と町と手を携えてものをやっていく姿勢、それをやはりきちっと徹底させていかなければならないんじゃないかという話をしているんですよ。

再度ご答弁を願います。

委員長

町長。

町長

お答えさせていただきます。

予算の決定に当たりましては、今日の厳しい財政を踏まえ、過去の実績、功績、こういう事業は、特に考えなければならない時代であります。今回の古番屋の冒険ツアーの補助については、その結果、提案をさせていただき、議会の審議をいただき決定をさせていただいたわけでありまして。

どういってお話があったのかということではありますが、実は、私も新聞を見て、びっくりいたしました。松岡議員から質問もあり、私は、議事録を見ていただければわかるとおり、予算を決める考え方に基づいて、過去の古番屋ツアーの実績、功績、すべて私知っております。ですから、それに基づいて予算を計上したというお話も

いたしております。

しかしながら、その実行委員会のある人が、この議会のテレビを見たそうであります。それは最後までのはんの一部だそうであります。それで、私としては、新聞を見て、どうも新聞の記事と違うんじゃないかと。本当に新聞の記事は怖いです。先ほどの中川議員からお話がありましたとおり、道立公園もそうなんです。一部の記事だけを見れば、ああ、特別区として規制される、もう漁民は大変だ。私もびっくりしました。同様に、このたびの釧路新聞の報道については、びっくりいたしました。

早速、私は、実行委員会の関係者をお呼びをいたしまして、どうなったんだろうかと、その事実関係、すなわち真意をお聞きをいたしました。そうしたら、今、高根課長からお話がありましたし、また、新聞の報道についても、一部については、いや我々はそういうことはコメントした覚えもないということもありましたが、しかしながら、記事になったことは事実であります。恐ろしいことであります。

そこで、実行委員会としては、るる議会等も踏まえ、また、今日の厚岸町の財政を考えて、独自でやろうと、今年最後だということで、冒頭に私がお話しいたしましたとおり、実行委員会がみずから取り下げの申請をしたわけでありますので、町がどうだこうだという問題ではないんです。実行委員会がそういう考えに立った結果、こういうことになったわけでありますので、私は、もっともっとやってほしかった。ですから予算計上したんです。そういうことについてご理解いただきたいと存じます。

委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(なし)

委員長 それでは、進めてまいります。

5目観光施設費。

11番、岩谷委員。

11番 ここで、情報館の前の広場、たしか暮らしの広場、これ交流広場、こういうことでつくった経過がありまして、いつつくって、そしてどういうふうにご利用されてきたか、その事業についてちょっとお教えいただきたいと思っております。

委員長 商工観光課長。

商工観光  
課 長

情報館前にあります暮らしの広場の関係でございますけれども、これにつきましては、現在、厚岸町公園条例に基づいて、我々商工観光課において管理しております。この暮らしの交流広場につきましては、旧役場跡地の利用計画案に基づきまして、情報館を核としまして商工会からの提言も受けまして、コミュニティ形成、情報館を核としまして、商工会からの提言も受けまして、コミュニティ形成の場としての整備のうち、複合的配置の一つとして暮らしの交流広場を平成7年度、情報館の建設に合わせまして造成し、建設費用は約1,860万円で建設しております。

現在の利用状況でございますけれども、この広場の利用状況は、平成8年のオープンの際には、例えば7月にJA釧路太田主催によるバーゲンセール、また8月には、宮園東部自治会による盆踊り大会を2回行っております。その後9年度からは、現在まででございますけれども、情報館主催の本の森フェスティバルとか、社会を明るくする運動、いわゆる社明運動のパレードの出発式といった利用、年2回程度の利用となっております。

委員 長  
1 1 番

11番、岩谷委員。

たしかこれつくったときには、フリーマーケット、そういうものに利用するという言い方でたしかあったわけなんですけれども、ここにきて、今、年に2回ほどという話なんだけれども、さっぱり利用されていないと。やはりこういうものがあるんであれば、先ほど商工会の提言も受けたという言い方なんだけれども、商工会と、私は、かわりはないと思うよ。これあくまでも厚岸町でつくったあれでしょう。そしたら商工会でもって云々という話ではないはずだよ、これは。それじゃ今までこういうふうにしてつくって、それを事業として考えたとき、全く何もないような事業ですね。

それで、たしかここでもってトイレもありますね。その管理維持費、それが水道等合わせて、大体どのぐらい年間かかっているのか、そこら辺についてもちょっとお尋ねしたいと思います。

それから、この1回目のフリーマーケット等やら、それから盆踊り、これに対する助成金というのは、幾らか町の方から、その当時出ておりましたか。それについてもお尋ねしたいと思います。

委員 長

休憩いたします。

休憩時刻 17時15分

委員 長	再開いたします。	再開時刻 17時15分
	商工観光課長。	
商工観光課 長	<p>まず、いわゆる平成8年に行いましたJA釧路のいわゆるバーゲンセール、その関係につきましては、町から助成はしておりません。</p> <p>あと、年間のいわゆるトイレの、あそこ水洗化になっておりますので、トイレの部分は2万6,000円ぐらいです、年間。というのは、あそこは5月1日から10月末で、いわゆる6カ月間オープンしておりますので、そういった部分で少なくなっております。</p> <p style="text-align: center;">（「ちょっと答弁漏れ、草刈りとやら何やらあるんだよ」の声あり）</p> <p>草刈りにつきましては、おととしまで、高齢者事業団に委託していたんですけども、去年から我々商工観光課職員が直営でやっております。去年と今年もやっております。</p>	
委員 長	11番、岩谷委員。	
11 番	<p>ただ、これだけの広場をつくりながら利用されていないというのは残念、そして、ましてやトイレについても何かイベントを起こさない限りはあれだけのトイレは使えませんわね。ほとんどが情報館で使われていて、本当に残念です。もう少し、やはりこの利用方法について考えていただきたい。今後やはりどういうふうなことを考えているかについても、ちょっと、全然、計画はないですか。</p>	
委員 長	商工観光課長。	
商工観光課 長	<p>確かに年二、三回の利用でございまして、我々もこの広場のPRといたしますか、利活用につきましては、積極的に確かに行ってこなかったことにつきましては、反省しております。今現在、そこの利活用といたしますか、の部分につきましては、私、今考えている範囲で、ちょっと申しわけないんですけども、実は、何とか情報館と連携しまして、いわゆる連携を密にしまして、例えば情報館の利用者と、いわゆる利用者のサービス向上といたしますか、そういった部分でこの広場を屋外読書スペース、いわゆる天気の良い日に、今現在、全然ベンチ等がありませんので、ストレッチ、いわゆる健康も兼ねたそういった部分のベンチを配置して、屋外読書スペースとか、あと子供の広場のスペース、いわゆる情報館の利用者、親子で来た場合、子供が遊べるスペースとしまして、例えば遊具とか、あそこにブランコとか、幼児の低年齢を対象にした遊具を配置するとか、そういったいわゆる計画もやはり必要</p>	

ではないかということで、今、何とか計画素案といいますか、それを考えている最中でございます。

委員長

11番、岩谷委員。

11番

よくわかりました。

ただ、地域の方たちの子供の盆踊り等なんかについても、やはりもう少し積極的にしてもらいたい。やはりトイレ等やら、それから水道料についても年間かなり予算がかかっていますので、もう十分そういう利用のできるような体制をしていただきたいと思います。

委員長

商工観光課長。

商工観光課長

今、質問者がおっしゃるとおり、確かにトイレにつきましては、今の利用実態を見ますと、ほとんどが、例えば通勤の時間帯、例えば高校生とか、あそこに駅に行く近道の通路がございます。そこでたまたま利用したり、ほとんどが情報館の中のトイレを利用しております。

したがいまして、今後も、私、先ほども申し上げましたように、利活用案を含めて、いわゆるトイレの利用者がちょっと多くなればいいというわけではないんですけれども、広場のいわゆる利活用案を含めて、またなおかつ、今現在、自治会あたりも全く最近では、平成8年には盆踊りに使われたんですけれども、ほとんど今使われておりません、盆踊り関係では。また、商工会の関係でございますけれども、夏祭りの場合は、旧北洋銀といいますか、前田パン屋さんの横でやっておりますので、なかなか商工会というか商店会のやつは、やはりなかなか難しいのではないかなということで、ちょっと今考えておりまして、何とか情報館と連携、情報館を核にして、情報館の利用者との連携を密にして、そういった計画を含めて何とか広場の利用者の増に努めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(なし)

委員長

それでは、進めてまいります。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、ございませんか。

(なし)

委員長

2目土木車両管理費、3目土木用地費、4目史跡調査費。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費、2目道路新設改良費。

3番、南谷委員。

3 番 7款土木費、2項2目の道路新設改良費の関係についてお尋ねをさせていただきます。

69ページにございますけれども、住の江通り改良舗装事業、投資的経費でございますが、このマイナス1,350万円、この補正で修正がなされる要因、事業の背景についてお尋ねいたします。

委員長 建設課長。

建設課長 お答え申し上げます。

補正予算の説明で行財政課長からも言われたと思いますけれども、全体的には防衛庁の調整交付金事業、訓練そのものを大隊で見ている部分が中隊になったという形の中で、大きな調整交付金の事業費が減額になった、その減額になった多くの要因をこの道路新設改良費等の中で、全体事業費調整の中で落していつている、そのために落ちたという形もございますし、特に、全体的にはそういう形の中、それと現場的な対応で、事業をやるよりは先に用地の方を処理した方がいいとかというそういう事業要素もありますので、そういう形で、減額の大きな要因というのはそういう形でございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

委員長 3番、南谷委員。

3 番 事業の関係、非常に、今年も余すところ10日、もう本当に師走を目の前にして、道路を車で走っておつても、建設業界の皆さん、働いている人皆さん、本当に寒い思いをして事業をされておる。ご苦労だなど、そんな思いから、今年のこの投資的事業がどうなっていくのか、一般質問でも質問させていただいたところでございます。それが、また防衛の関係でさらには減額になってくる、大変厳しいものを私なりに痛切に感じるわけでございますから、一般質問でも、ぜひ町として少しでも多く活発な事業展開ができるよう配慮をお願いしたいというお願いをしてきた経緯がございます。この辺の考え方につきましては、一般質問で聞かせていただいたわけでございますけれども、今後とも積極的にひとつ取り組んでいただけるよう再度お願いを申し上げる次第でございます。

そこで、この関係についてもう少しお尋ねさせていただきます。

住の江町の通り改良舗装事業でございますけれども、実は、私もこの事業の関係

で地権者でございます。ですから背景については、私なりに考えもありますけれども、当然、地権者といいますと私だけではありません。私はほんの一握りでございますから、多くの皆さんといっても、地権者の皆さんは本当に限られた人間でございます。住の江町の自治会の皆さんがこの道路をより拡幅して、安全上そうしていきたいという思いは聞かせていただいたんですけども、当初予算でこのように計上されて、この推移について、私は地権者ですけども、いまだ何の回答もないし、事業が推移されている。今年も余すところ10日、来年は3カ月で90日ですよ。それで事業実施になるんですか。この辺の経緯、動向、どのように町として取り組んでおられるのか、私には全く見えないんですから、たまたま私と同様の皆さんが、町議、どうなっているんだと、このような質問がございます、現実には。

こうした中で、町として自治会の皆さんからどのような嘆願を受けて、町としてどう取り組んできたのか、それから、予算は組んでいるんですけども、肝心の地権者に何も説明もないんですよ。これで事業を進められる、この町の姿勢なのか、自治会の皆さんの対応がどうなのか、この辺の考え方についてお尋ねをさせていただきます。

委員長

建設課長。

建設課長

お答えいたします。

整備に至った背景等については、委員が承知していることだと思いますし、詳しくはあれですけども、やはりあそこの道路自体が非常に、250メートル程度、出越さんのところから三村さんのところまでが非常に狭い、歩道も歩道のような形になっていないという形の中で、地域からの整備要望がありました。

それに基づいて、何らかの事業展開ができないかと。それから、用地的にも支障物件を余り多くかけないという形の中で、片側だけの歩道整備で考えたんですけども、地域とも話し合ったら、やっぱり両側欲しいし、防衛とも折衝した結果、既存の今のような形、両側に歩道を整備した形の中で、車道も広げ、歩道も2.5という形の中で十分、今後の高齢者対応といいますか、車いすでも交差できるような整備の道路定規図で地域の方々に今度は説明会を2回ほど開かせていただいた。その中において、地域説明会において、今後は地域の方々の協力なくして整備は難しいですよ、ぜひ皆さん協力してくださいという形の中で説明会を終えております。

それで、昨年からこの事業的にはもう展開して行って、既に町の職員住宅部分の



解体、これは支障物件補償という形の中でその事業展開してございます。で、今年度についても1棟2戸の職員住宅を解体して進めていますし、今後、今、質問者言われたとおり、もう残された期間ですけれども、あと地権者的には6件の支障物件と6件の用地処理を今年度この事業で進めていくという予定になってございます。

ただ、現実的に、地権者の方々に行くと、今度は具体的な個別情勢でお金の問題になってきます。そうすると、支障物件の積算した額とか、その考え方に対して、ちょっと防衛の方でその辺のさらなる細かい詰めが必要だという形の中で、それが決まらないと、直接利害関係者というか、地権者の方々にちょっとご相談にも行けないという形で、ちょっとおこなわれている状況ではございますけれども、今後、防衛と詰めが終わりましたら、積極的に、精力的に皆さんのところにお伺いして、協力を得るよう手だてをとっていきたい。

したがいまして、用地処理が、あと大きな物件でいくと、来年度大きな物件が1つという形になると、基本的にはすべてが大体、更地になってくるという形になってくると思います。その段階で道路整備に進めていくという形になって考えてございますので、当面の住の江町通りというのは、昨年から実施して、支障物件の補償と、それから用地整理を今年処理するという形で考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長  
3 番

3番、南谷委員。

課長の答弁ですと、今、粛々と予算の関係も含めて取り組んでおられるように聞かれますけれども、私自身、自分のことを身に置いてなんで非常に質問しにくいんですけれども、残り100日ですよ、本年度末、予算は計上されている。でも地権者、当初はですよ、僕は、1回目に聞いたときには、地権者の皆さん集まってください。数少ないんですけれども、両側を工事しますよ。そうすると住の江町通りに住んでいる皆さんは、両側に住んでいる皆さんが移動の問題とかいろんな問題あるだろうと、そういう認識をしておりました。

その後、聞かれたら、いや、片側ですと、そうするとこっちの皆さんは関係ないですよ。それで、その後、集まって聞いたら、その後の連絡というのは全く僕自身にもないですから、他の地権者の皆さんにも、僕はないと思っているんですよ。方向づけが。

で、一方的に予算はつきましたよと、僕、議員になりましたから、産建の委員の

中で予算書を見せていただいてそのことがわかりました。僕に言わせたら、数字は見えたから、聞いたからわかりますよ。でも進めていく町、自治会の皆さんからもの取り進めとして地権者に対して全く誠意が見えない。どのような方法でどう取り進められるかという手順が、本当に予算に計上されていて、いまだに何もありませんよ。

これでは、僕は、ほかの皆さんどう判断されるかわからないですけども、感情的な問題が先に出してしまうのではないのか。もう少し自治会の皆さんがどうなのか、町がやるのか、地権者に対してきちんとした方向性を出していかなければ、全く地権者にとっては誠意のない、全く何も見えない中で予算づけがなされて、粛々と事が進まれるんでは、その時点になって断腸の思いでそれぞれ判断をされるのだろうけれども、余りにも非情ではないのかなと、そう見えますが、いかがでしょうか。

委員長  
建設課長

建設課長。

お答えを申し上げます。

当初からも言ったように、あそこの道路の中で片側だけでいこうと、そういう形の中で進めていました。当然、海側の方までやると支障物件というよりも住宅が非常に多いです。道路整備するよりも補償費の方で大部分なるだろうという形の中では、山側を攻めようという考え方で説明させていただきました。ただ、地域の方々には、やはり両側に立派な歩道を欲しいというのは、もう声は聞いてございます。

その両側に、防衛といろいろ打ち合わせした結果、やはり構造的にある姿に持っていこうという形の中で両側歩道を認めていただきました。その時点で南谷議員も一緒に入った中で説明会を開いています。片側の議論から両側の議論になったときもちゃんと南谷議員も一緒に入っています。

その中で進めていく中においては、今後は地権者は個別に入っていく形になりますけれども、皆さんの協力、自治会としても側面的に協力してくださいよという形の中で物事取り進めてきています。

それから、先ほど言ったように、今実際、予算執行という形の中では、実際には、当初予算では見たけれども、さっき言ったように交付金の関係で額が確定とかという形になると、やっぱりおくれるという問題もあります。

基本的にハード面での工事よりは、まず支障物件を用地処理をしなければならぬという形になります。したがって、用地処理するためには、面積要件、全部それ

は調査終わっていますから、面積要件も全部終わっています。ただ個々に入っていくためには、今度は金額の議論がきちっと出ないと話できません。したがって、それがちょっと時間がかかっているという形でおくれています。

ただ、私どもは、これから残された期間の中で6件の方々の用地交渉と支障物件の補償関係については精力的に取り組んでいきたい。質問者言われるとおり、対応の中でいくと、やはり金の根拠も裏づけも何もない中でお願いしますというのも一つかもしれませんが、やはりはっきりした形のものを伝えていきたいという形の中でおくれているという形でご理解いただきたいと思います。

委員長

3番、南谷委員。

3番

それぞれ立場があって判断をされるんでしょうけれども、課長の答弁ですと、確かに僕も説明は聞かせていただきました。これは一方通行です。反論もしていませんし、伺っただけでございます。

例えば片側の問題一つとっても、僕は削られる側です。片方は問題ないよ。予算の関係があるからと言われましたよね。それだって、削られる身になると平等であれば納得できるけれども、確かに課長の言われるように予算のことがあるから、被害の少ない、金額の少ない方をやる方が事業を推進する上では、それは進める側の考え方で、削られる側になると倍取られるわけですから納得ができないと思うんですよ。僕はですよ。

そういうことも含めて、自治会として、その皆さんたちに、どうとらえて、どう進めるかということもまだ見えないし、今年予算計上されてからも一度もその地権者に対する対応もないんですよ。むしろ測量屋さんが来て、測らせてくださいと、これでは、僕は誠意がなさ過ぎるのではないのかということを行っているんですよ。

事業を進めるのがだめだとか、粛々やられることについて僕は言っているんじゃないですよ。町としてどのような指導をして、どうかかわっている部分で誠意がないのではないかと、この対応の進捗状況についての考え方を伺っているんで、その辺についてよろしくお願いします。

委員長

建設課長。

建設課長

何回も同じ答弁になりますけれども、基本的には、そういう支障物件とか用地とかそういうものを、きちっとしたものを防衛ともちゃんと協議を終わって、補助申請というかそういう形の終わった段階でないと行かない。それに対して誠意という

形でとらわれるとちょっと困るんですけども、基本的には事業の認可を受けた上で仕事を進める。

既に昨年から仕事を進めてきていますから、何らこの事業がストップすることはないという形の中では、確かに地権者に対しての説明が足りないんじゃないのかと言われると、確かにご指摘のとおりかもしれませんけれども、基本的には、うちの方としては誠意を持った形の中で、きちっとした額なりそういうもの、根拠を示した上で、今、質問者が言われる、例えば土地の問題でどうかと言ったときには、それは何かのルールがあるのかどうかを含めて、ちゃんと基本的にはルールがある形で物事を取り進めなければならないですから、感情的なこともあるかもしれませんが、やはりトータルの中での道路整備という形の中で進めていきたい。誠意を持って対応していきたいというふうに考えていますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員長

3番、南谷委員。

3番

確かに進める側とすれば、ごく少数で限られた人数で、意見も同じ地域の中に住まわれているわけですから、地域の皆さんに大手を振って反対するというのもなかなか、僕は不可能だと思うんです。村八分にされるような発言もできないでしょうし、私にしても断腸の思いで言わせてもらっているんです。自分にもかかわることですから。

僕は、だけど判断がどうのこうのということを言っているのではないですよ。自治会としての皆さんの取り組み、それから、町がどのような対応をされて、全く地権者に対して進捗状況の説明もなければ、状況判断について、その進捗状況が全く見えないし、少なくとも今年だってあと100日で終わりですよ、今年度。だけど町としては予算が春について、地権者には何もないですよ。これでは、その場によって、いやいや課長の言われるのもわかりますよ。金目のものも見えない限りは相談にも行けないし、突っ込んだ話もできないと、でも考え方として、その事業をやりますよということは決まったわけでしょう。そのことの申し渡しもないんですよ。町としてその事業を進めますよということの説明も地権者に対して、僕はないと思うんですよ。はっきり言って。

全体的な公の席では言っているかもしれないですよ。でも個々みんなの前で言っているけれども、地権者、あんたから町として対応してもらわなければならないよ

という話というのは、ただの一度もないんですよ。するしないというのは別ですよ。僕はそこを言っているんです。

委員長

建設課長。

建設課長

何回もあれですけども、基本的には、全体説明会という形の中で示しました。全体説明という形で。そこには図面も基本的にはついているし、その後、測量も含めて地権者の方々にも当然、測量に入って、どのくらいの物件になるのかということも含めて言っています。そういう調査を含めて。基本的には、その調査がまずベースとして、全体説明がまずベースになります。その上で言わせていただきましたけれども、あとは個別要件になります。人様の財産のことですから、公のところで言う立場じゃないです。したがって個別要件になりますよ。それで、その地権者それぞれには協力をお願いしますねということは、既に話はしてきています。その時点でもそうですし、そういう地権者の方々へ協力をお願いしますねと。ただ具体的にまだ、事業実施段階になって、まだ単価だとかいろんなものが決まっていな。そういう中において一方通行で話を聞いてもあれですから、根拠ある形で説明できる体制になったら行こうという形で遅くなってきているという形でございますので、ご理解をいただきたい。

委員長

3番、南谷委員。

3番

言った言わないという話になると水かけ論になるんでしょうけれども、私は聞いておりません。だれが言われたのかわからないですけども、会議の説明ではそういう雑駁な願いをしますと言われたのですけれども、そういうときに個人に、個人の財産ですから、進捗状況も含めて、全く僕は聞いていないという認識でおるんです。ほかの皆さんどうかかわらんですけれども、少なくとも僕は、きちんとひざ詰めでそういう話は一度も聞いておらないし、みんなの前ですから、だめだとかいいたとか、粛々とやっていただけることについては、僕も賛成だし、余りにも、でも誠意がないのかなと感じるものですから、他の地権者の皆さん、何人かは僕のところに来て、ひとつその辺おかしいのではないのかと、こういう意見があるわけです。ですから今日は、あえて円満にきちっと住民の皆さんに理解を求めるように、協力をいただけるようなきちっとした町として対応をしていただきたい、かように考える次第です。

委員長

建設課長。

建設課長 今後、誠意を持って、既に認可の方も、準備の方も大体できている、ただ、どうしても支障物件の方の関係で、根拠がまだちょっと防衛との打ち合わせの中で時間がかかっている、それさえきちっと決まれば、精力的に誠意を持って対応していきたい、そういうふうを考えています。

委員長 よろしいですか。

13番 13番、菊池委員。

13番 67ページ、道路照明管理についてお伺いいたします。

(発言する者あり)

13番 道路新設改良費じゃないのかい。

委員長 道路新設改良費ですよ。

13番 修繕料50万円についてちょっと内容を教えてください。

委員長 建設課長。

建設課長 これも予算説明の中でもあったんですけども、基本的には、床潭筑紫恋道路と  
いいですか、その辺が道路管理者は北海道なんですけれども暗い、要は床潭に通う  
方々も含めてクラブ活動なんかしたら学生が暗いという形の中で、何とか照明をつ  
けてほしいという形の中で、町としても道路管理者である北海道に、何とか整備を  
お願いしたいという形でお願ひしたんですけども、それが難しいという形の中で  
町としては、防犯灯という位置づけの中で今年度2基を移設して、既に町内の中  
にあるもので重複してついている箇所もありますから、そういう箇所のものを移設し  
てそこに設置しようと、その費用がこれに入っているということでございますので、  
ご理解いただきたいと思ひます。

全面的ではないけれども、とりあえず2基分を一応見ているので、ご理解いた  
だきたいと思ひます。

委員長 13番、菊池委員。

13番 この道路照明管理につきましては、住民要望の多い項目でございますので、例え  
ばまちづくり懇談会、あるいは各自治会の要望など出る件でございますので、ちょ  
っとここで街路灯、防犯灯の設置基準といひますか、メンテナンスといひますか、  
町道、道道、国道と町内には走りめぐらされておるわけでございますけれども、明  
るさの基準だとか、それから管理、町道の場合は町、道道の場合は土現、国道の場  
合は開発ということだと思ひますけれども、これの関係、基準といひものはどうい

うふうになっていますか、お教え願いたいと思います。

委員 長

建設課長。

建設課長

基本的には道路に、市街地でいくと街路灯とかと道路整備によって都市計画街路とかそういうものは、そういう街路灯とかという形の中で整備、それから一般道路等については、道路照明とかという形の表現の仕方をします。それは、それぞれ道路構造令に従って、必要な箇所を要望しながら、ある程度の距離、片側で何平方メートルくらいの明るさという形とか、そういうことの基準に基づいて設置がされるという形になりますけれども、基本的に道路そのもので市街地以外でいくと、道路照明の基準といくと、強いて言うと、道路の交点照明といいますか、公の道路が交わり合うところ、そういう交点照明は、設置基準的に何とかできるんですけども、通常の定期的な、何十メートルごとにとという形の定点的な照明の設置ということは、基本的には国道も北海道さんも基準はないです。

ほとんどやれても、道路との交点照明は安全確保のためにという形になっていまして、それ以外のところにどんどんつけるという形にはなっていないという形でございまして、ただ、市街地の場合ですと、やはり市街地の場合は、それだけ明るさとかいろんなものを求められるんで、街路整備や何かの中ではそういう照明整備をするという形になっています。

以上です。

委員 長

13番、菊池委員。

13 番

それぞれ町道、道道、国道があるわけですけども、消えたり壊れたりしている場合の見回りというか、届け出があつてから直すのか、巡回しているというか、そういう点検している場合があるのか。それから、国道沿いに、例えば白浜なんか要望あるわけでございますけれども、こういう場合、例えば音別の国道を走るとずっと並んでいますよね、明るさが。ああいうような形の何か要望ができないものなんでしょうかね。一応白浜の要望があるんですけども。

委員 長

建設課長。

建設課長

1点目の道路の照明の管理関係ですけども、基本的には夜間の、夜間パトロールしないと、ついていかつかないかわかりません。そういう夜間パトロールは実際にはしていません。一番、消えたり何かして困るのは地域の方々ですから、地域の方々からの連絡を待って補修しているというのが、修繕しているというのが実態

でございます。

それから、道路上、街路的にという形で白浜地区の、今、話が出たわけですがけれども、白浜地区についても。高校生の方々や何かクラブ活動で夜遅くまで自歩道を、暗い中を練習しているという形の中で、そこについても何回か議会で議論があって、私どもは、北海道開発建設部の道路維持作業所に要望しています。しかし、なかなかどうも。そういう形で、先ほど言ったように、交点照明は何とかなる。公の道路と交じり合う道路については何とかなるけれども、それ以外のものはできませんという形で回答を得ています。

したがって、今後を含めて、やはりそういう地区についても防犯灯的なものでしか、国がだめであれば、当然、専用許可をいただいた中で、厚岸町の防犯灯という形でやっていかなければならない。ただ、そういう地域要望にこたえていくためには、かなりの多額の費用がかかる形の中では、いろんな手法、今後含めて、既にあるそういう照明を移設なりいろんな形の中で、地域要望にこたえていきたいというふうに考えております。

委員長

13番、菊池委員。

13番

やっぱり国の関係ですから、国道の場合、開発局でございますので、この間、ある衆議院議員を通してちょっと要望してみたんですけども、とりあえず1基つけてくれるということになりました。

町長も、ひとつあの辺の状態については、要望があるし、また、佐齋議員も一般質問で行った経緯もございます。ひとつ真剣に取り組んでいただいて、前向きの答弁を期待いたします。

委員長

建設課長。

建設課長

質問者言われるとおり、開発さんに対しても、うちらの方でもずっと要望している、そういう形の中で、延長上の話として何とかできないかという地域の声を今の開発建設部の厚岸道路事業所の所長を含めて、地域の方と話し合っ、町道との交点、五味石油さんのスタンドのわきの方に一応1基だけ設置したいという形の話で開発からは連絡を受けています。

先ほど言いましたように、結局、国道も北海道も、いろんなものを全部つけるとなると、全国に波及する、全道に波及するとなると、道路管理者としてそういう定点的な形での整備はできない。したがって、道路との交点というのが、やっぱり車



の出入りでぶつかるところで見にくいとかという形があって、そういうところは整備が可能だという形で、何とかそういう形の中で、今整備を進めている。

今後も含めて、やはり町財政が厳しいわけですし、道路の改良等とあわせて中でも何とかという形はずっとお願いしてきている形で、それで、今後も含めて開発に対してもお願いはしていきたいと考えています。

委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(なし)

委員長

それでは、3日除雪対策費。

7番、中屋委員。

7番

除雪対策費でお伺いたします。

これから質問するのは、前もって、今後の検討課題ということで受けとめていただければ大変ありがたいと思います。

12月5日に、このたび今年初めて大雪が降り、6日早朝より除雪が、通勤道路、それから生活道路、幹線道路と行われたものでありますが、その6日深夜に震度5強の地震がありました。このときには津波注意報ということでテレビに放映されましたが、一応この松葉町の自治会館のところに避難場所があります。そこに私、12時過ぎ、注意報が出てからすぐ行ってみました。どういうふうになっているのかなと。残念ながら除雪されていませんでした。

会館の、あそこがちょうど片方がお供山で、会館があって、お供山から吹き下ろす雪がかなり積もります。そこで、行ってきてすぐ役場の方に、夜中、電話したら、建設課長が対応してくれて、いや、わかるんだけど、今、大変なんだという返事をもらいました。残念ながら本当に、注意報で終わりました、津波は。もしあれが警報になった場合に、避難してきても避難できるような状態でなかったんです。

私も泡食って行ったものですから、長靴履かないで運動靴で行ったんです。車に乗って。入っていったが出てくるのには一苦労しました。そして、その車からおりて行こうかなと思ったけれども、長靴じゃなかったものですから、すぐUターンして課長の方に連絡したんですけれども、できれば、何らかの方法でもって避難場所のところを除雪していただきたい。方法はこれから検討していただきたいと思いますので、それを考慮して、今後の検討課題としてお願いする次第であります。

委員長  
建設課長

建設課長。

質問者言われたとおり、今回のはかなり重たい雪で大変で、5日の日からもう既に直営の分も出して、幹線だけ直営で市街地だけ出して、6日早朝より、朝4時から全車入れてやって、それもかなり夜になってようやく道路が、一応まだ狭いんだけどという形の状態という形で、一応あそこの松葉町の集会所についても翌日の除雪という形になったわけですがけれども、基本的には、幹線道路、準幹線とかその他道路とか全部整備終わった後に、直営でそういう集会所とかそういう避難広場とかそういう場所はあける形になっています。山の部分にとっては業者さんに頼む場所もありますけれども、ただいま言ったように基本的にはそういうベースになっていると。

ただ、やはり、このたびは本当に深夜の地震のときにそういう形になった。私自身も、あっそうだな、こういう面もあるんだなという形で、ちょっと考えさせられましたので、今後を含めてどういう手法があるのか、できるだけそういう避難場所については確保できるような手法ということをちょっと検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員長

よろしいですか。

5番、中川委員。

5番

今、中屋委員の方から質問あったんですけれども、除雪対策につきまして、課長、この町内の除雪で町民から批判というのかな、お小言、そういうのあったことありませんか。というのは、これ私、18年議員生活させていただいていますけれども、いつも、うちの町内だけなのかな、ほかの議員さんたちは苦情を耳にしていないかもしれないんですけれども、雪降るたびに、うちの近所なり町内から苦情が入るわけです。

先ほどの12月5日、80ぐらいの人に聞きましたら、こんなに早く雪が降るのは記憶にないという雪が降ったわけですがけれども、結局、私は、交通対策上、あのよう  
に除雪をしていただいて道路をあけるのは、これは本当にいいことなんですけれども、うちの前ずっと道路側に家がありますから、道路をかいていくとその家の前に雪がたまりますよ。みんな押していくと。そうすると、皆さん記憶あると思うんですけれども、そうすると、朝起きて家の前に雪がたまっていると、それぞれ車がある人は車で投げたり、あるいは除雪しますよ。そうするとまた2回も3回も除雪

車が来るわけですよ。これ対策上、交通安全上、私はいいと思うんですけども、そのたびに、せっかくかいたのに、また来やがってどうのこうので、これ本当に18年間、雪降ると近所から町内から、課長もわかるように、うちの町内、漁師が多いですから、私と同じで言葉の悪い人ばかりですからあれなんですけれども、そうしたら何か、私は今初めてです。18年目で議員でこんな質問するのは。ですから何か対策、私はいいと思っているんですよ、今言うように交通安全の対策上、2回も3回も来て、きれいに、要するに白線なり中央線が出るだけかいていただきます。でも、来たなと思って帰れば、また来るんです。また雪がたまるんです。これ皆さんの町内、議員の町内でそんな苦情、耳にしたことないですかね。いつも私18年間、これからあと12日から13日で新年を迎えますけれども、町の中で新年のあいさつすると、そのあいさつの言葉が返ってこないで、このばか野郎、また今度、おしかりを受けるようなことなんですよ。

だから、ここでどうのこうのしろというあれでもないですけども、今、中屋議員が言うように、これは若竹町ばかりでなくて、町内の町民の皆さん、みんなそういうふうを考えているんじゃないかなと思うんですけども、うちの町内だけなんですかね、いつもそうなんですよ。この間も何なんだろうかと、あの5日の日もそうなんですよ。そして、中川さん、あれだね、これ何回も来るから、きれいにかいてもらった最後に、うちの前に投げようねと言いますと、今度みぞれが降ったり何かすると、今度はかたくなっちゃうんですよ。そうすると、スコップも何もきかないようなあれになるんですよ。だから私は、町民にはもう反論しません。私も理事者側というか町側に、だけど交通安全の関係でね、仕方ないでしょうねと言うんですけども、いつも18年間、ずっと言われっ放しでいるんですけども、これも将来というか、除雪の対策をひとつ検討課題にさせていただきたいなど、このように思います。よろしく。

委員長  
建設課長

建設課長。

基本的に、今月の広報にも除雪のあり方という形の中で記載させていただいております。雪のぐあいによってですけども、基本的には大きな重機でも一遍に押せない。やはり何回もやって拡幅していかないと。車も交差する部分を確保しなければならぬという、どうしても何回もという形になります。したがって、後で残った雪については、皆さんに協力していただいて、雪よけをしていただきたい

という形で載せてございます。

今まで、私ども、雪降って、体制を組むたびに私も早朝から役所に来ます。苦情の多くは、それが一番多うございます。なんとか協力してくださいと。ただ年寄りでどうしようもないんだという形になると、時間があいた後に直営の重機で少しどかすにやったり何かするということはあるんですけども、基本的には町民の協力のもとに除雪体制が行われるという形でご理解をいただきたい。

特に除雪の苦情の中で一番多いのは、本町地区でいくと、あと横の通りが全部狭い。これまた町民の方々の車の放置、置きっ放しなんです。そうすると、雪を押すことによって車を傷つけたり何かする。したがって、そこは入らない。そうすると、うちのところに除雪入らないという。ですから、皆さんも協力していただきたいという形の中で、今後は防災無線も通じながら、そういう雪が降りそうで大雪になるおそれがある場合は、その辺の協力も含めて呼びかけていきたいというふうに考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長  
5 番

中川委員。

今、課長から答弁をいただいたんですけども、今、課長も言われるように、何か私の方にも苦情が入っているんだということで、当然だと思っんですよ。それから、その車、町道に置きっ放し等には、私も言うんですよ。そこだけ雪をどかっど置いていかれるんですよ。そうすると、また通る車も困るし、また傷つけられても困るので、もしあれだったらうちのカンパでも置きなさいと、こう言うんですけども、やっぱりそこへ置いてしまったり、もう大変、そしてまた、町民というのは、私から初め勝手なことばかり言いますので、そんなことをいちいち聞いたら課長の方も大変だと思っんですけれども、協力願うところは願いまして、私も、近所にひとり暮らしの老人なんかいると、私が用事がなければ、お手伝いしたり何かするんですけども、もう何回も、さっきも言うように、交通安全対策上、きれいにかいてくれるのはうれしいんですけども、そうするといつも私が、そこにいなければいいんですけども、いれば文句言われたり何だりする状態が、本当に18年間の冬、随分言われてきたんですけども、今、課長も、苦情も入ってご案内だと思いますので、これからの防災無線で協力を得るなり何なりしながら、ひとつよろしく願いたいと思いますので、お願いいたします。

委員長

建設課長。

建設課長 質問者の言われるとおり、やはり町民と協力し合いながら、今日、除雪会議を開いたんですけれども、やはりそういう体制をとっていきたいというふうに考えています。

委員長 よろしいですか。  
この目で何かございますか。

9 番 9 番、松岡委員。

除雪対策費、見てみますと大体15年度では 6,200万円ぐらいかかっています。最終予算で 6,200万円ぐらいになっています。ちょっとどうなるかわかりませんが、少し足りないような気がするんですが、その財源はあるんですか。もし雪が降ったときの財源。特別交付税ということもあるでしょうけれども、そのあたりの見通しをやっぱり聞かせていただきたいんです。

そうじゃなかったら、今みたいなこういうような質問がやっぱり出るんですよ、十分でなかったら。だから、予算上に組まなくても財源は確保できるんだという言葉を聞けば一安心です。

以上です。

委員長 行財政課長。

行財政課 財源の確保の関係でございますけれども、特別交付税については、今回減額をさせていただいた。これからどうなるかわかりませんが、特別交付税の当てはできないだろう。ただ、今回の補正予算を含めて、普通交付税で調整をさせていただいています。ですから私ども、本来であれば 5,000万円から大体 7,000万円という雪が過去において降っている実態を押さえております。しかしながら、こういう厳しい状況ですから、最小限の予算という中で約 5,000万円を組まさせていただきました。普通交付税については、来年度に使うものとして残してございますけれども、なるべく使いたくないという意味で、数値的には残しておりますけれども、あと 1,000 万円程度の雪については対処できるように、私どもの財政としては考えているところであります。

以上であります。

委員長 よろしいですか。

この項、区切りのいいところで、ここで終わりたいと思います。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会いたしたいと思いますが、これにご

委員長

異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

閉会時刻 18時05分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成16年12月20日

平成16年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長